

令和 8 年度

印西市 保育園利用のご案内

第 3 版

マイナンバーカードで
自宅から申し込む



ぴったりサービス

P10 へ



印西市マスコットキャラクター「いんざい君」

マイナンバーカードで
自宅から申し込む



ちば電子申請サービス

P10 へ



申込内容変更フォーム



在園児向けの案内ページ

申請書を記入する際は、必ず記入例（P36）を確認しながら記入してください。



健康子ども部 保育幼稚園課 入園係

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

TEL : 0476-33-4651 (直通)

目次

令和8年4月入園の主な変更点.....	1
はじめに	2
これから保育園を申し込む方へ.....	2
利用開始までの流れ	3
保育の必要性の認定	4
認定区分	4
保育必要量	4
保育を必要とする理由・保育必要量・認定期間.....	5
保育の必要性が認定されたら	6
届けている認定内容に変更があった場合.....	7
保育所等利用申込み	9
申込受付期間・面接日	9
申込方法	10
申込みに必要な書類.....	12
マイナンバーの確認.....	14
疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき	15
医療的ケアが必要なとき	16
申込みの際の注意事項	17
市外の保育施設を申請する場合	18
市外から印西市の保育施設を申請する場合	18
申請後に申請内容を変更したい場合	20
申請を取り下げたい場合.....	20
次の年度も継続して申し込みたい場合（保留中の方）	20
利用調整	21
申込みや利用の際に確認する事項	25
利用調整の結果の通知	28
保育園に通うことになった方へ.....	28
利用決定通知が届いた方	28
内定通知が届いた方.....	28
利用開始にあたり必要な手続き	29
「ならし保育」の実施.....	30
「延長保育」について.....	30
保育施設等の利用に係る現況届	30
別の市内保育施設に移りたい場合（転園申込）	30
利用対象年齢の満了に伴う別の保育所等の利用申込み.....	31
連携施設を申し込む.....	31
「本園」に在籍する.....	31

長期で欠席する場合	31
入園後、保育園を辞める場合	32
印西市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合	32
令和 8 年度保育園保育料（利用者負担額）について	33
様式及び記入例	36
保育園に関する Q & A	45
保育園一覧	49

申請書類は返却いたしません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。

なお、育児休業給付金につきましては、就労先やハローワークにお問い合わせください。

令和8年4月入園の主な変更点

- ◆「すくすくの杜千葉 NT 駅前園」が、小規模保育事業所として運営することとなりました。
- ◆「リップル保育園 CNT 高花Ⅲ」が、3～5 歳児クラスの小規模保育事業所として運営することとなりました。
なお、リップル保育園 CNT 高花Ⅰ・Ⅱは 0～2 歳児クラスの小規模保育事業所として継続運営いたします。
- ◆【紙の申請書を利用される方】申込書類の様式が変わりました。令和8年度の様式は、令和7年度以前の様式と異なりますので指定されたものを使用してください。
- ◆保育所等利用申込みがあった場合は、取り下げの手続きを行わない限り令和9年3月入園の審査まで行います。
- ◆「育児休業の延長も許容できる」として申請した方が、年度内に「直ちに復職を希望」に変更する場合は各月の受付期間内にご自身で変更のお手続きが必要です。ちば電子サービスまたは申立書にてお手続きください。
- ◆転園の申込方法が変わりました。詳細は P30 をご確認ください。
- ◆**送迎保育ステーション事業**千葉ニュータウン中央駅周辺で事業を開始します。
詳細はホームページをご覧ください。



印西市送迎保育ステーション事業について



保育園入園に関する相談はどこでできますか。支所や出張所でもできますか。

保育園入園に関するご相談は、印西市役所本庁保育幼稚園課にて受け付けます。支所、出張所は、ご相談等については対応しておりませんのであらかじめご了承ください。申込書類の提出に限り、対応可能です。

保育幼稚園課でのご相談は、4月入園の申込受付期間である11月中は予約制にてご案内しますので、事前に予約をしていただきますようお願いいたします。5月～3月入園の申込受付期間は、予約制ではありませんので、順番にご案内させていただきます。

はじめに

1. 認可保育施設は、就労や病気、出産などやむを得ない事情で、日中児童の保育を必要とするとき、保護者に代わり保育をする施設です。
2. 「保育を必要とする期間に限り」認可保育施設を利用できるため、小学校入学までの在園を保証するものではありません。
3. 認可保育施設の運営は、利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、公的に定められた手続きと規則や各園の決まりに基づく適正な利用が求められます。

これから保育園を申し込む方へ

印西市を通して申請する保育施設の種類

保育施設・事業	施設・事業概要	対象クラス
保育園（公立・私立）	家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設	0歳児クラス～5歳児クラス
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設	0歳児クラス～5歳児クラス
小規模保育事業	原則 0歳児から 2歳児クラスまでの児童を対象に、6～19名の定員で保育を行い、家庭で保育ができない保護者に代わり、お預かりする施設	0歳児クラス～2歳児クラス (一部施設を除く)

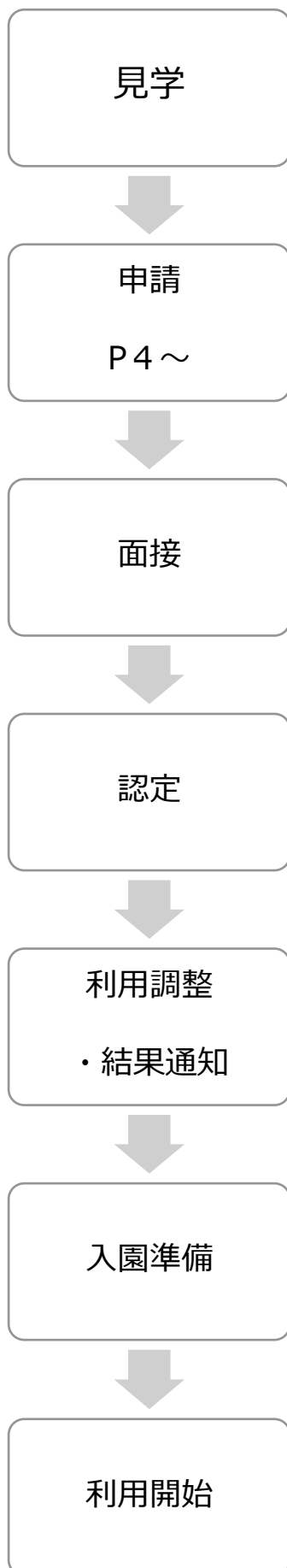
クラス表

1歳児以上のクラスは、令和8年3月31日現在の満年齢でクラスが決まります。

年度途中で誕生日を迎えても、年度末（3月末日）までクラスは変わりません。

クラス	児童の生年月日	就学前対応日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日まで
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日まで
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日まで
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日まで
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日まで
0歳児クラス	令和7年4月2日～令和8年4月1日	令和14年3月31日まで
	令和8年4月2日～	令和15年3月31日まで

利用開始までの流れ



市内の保育施設の情報は、ガイドブックや重要事項説明書、各施設のホームページ、ここ de サーチ等で確認できます。

希望する保育施設に直接連絡し、施設見学を行ってください。

大切なお子さまが過ごす施設となりますので、**原則希望園すべての見学を行っていただくことを推奨しています。**



印西市 保育園 重要事項説明書

申請内容や提出書類に不備・不足があると受付ができません。

内容の確認、修正・再提出の依頼があることを想定し**余裕をもって提出してください。**

面接は保護者さま・お子さまで参加いただき、市内保育施設の代表者が面接官として日頃の様子を伺います。

提出された書類をもとに、教育・保育給付認定を行います。すでに教育・保育給付認定を受けている方は、申請不要です。

利用調整の結果は、初回審査時のみ送付します。次回以降の調整結果は入園決定となるまで通知いたしません。郵送する時期は、入園月の前の月の中旬ごろです。電話での結果確認は対応しておりません。

利用決定者は、利用が決定した保育施設へ連絡し入園前の調整を行ってください。入園前面接に参加できず、「内定」となっている方は入園前に保育施設で面接を行ってください。

利用開始日は、生後 57 日目からの利用を除き、毎月 1 日です。利用開始日以降、お子さまが保育施設の生活になれるための「ならし保育」を概ね 1 週間から 2 週間程度となります。(※お子さまのご状況によってはならし保育が)

保育の必要性の認定

保育園の利用にあたり、児童の保育が必要であることの認定（「教育・保育給付認定」）を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」の申請を受け、認定区分、保育必要量、有効期間（認定期間）、保育を必要とする事由（保育認定事由）を認定します。

保育の必要性の認定と保育施設の利用申込みは、別の手続きです。保育の必要性が認定された方が、利用調整の対象であり、利用調整の結果、希望施設の利用が保留になることもあります。

認定区分

子ども・子育て支援法により、市が、児童の年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に認定します。その認定区分に応じて各施設の利用が可能となります。2号認定及び3号認定の方は、「保育必要量」と「保育を必要とする理由」も併せて認定します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上で就学前の子ども	幼稚園※・認定こども園
2号認定（満3歳以上保育認定）	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	認可保育園・認定こども園・小規模保育事業
3号認定（満3歳未満保育認定）	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	

3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えにあたっては、印西市から認定区分変更通知書とともに新しい認定証を送付します。

※1号認定で幼稚園に通う方は、直接各幼稚園に問い合わせてください。

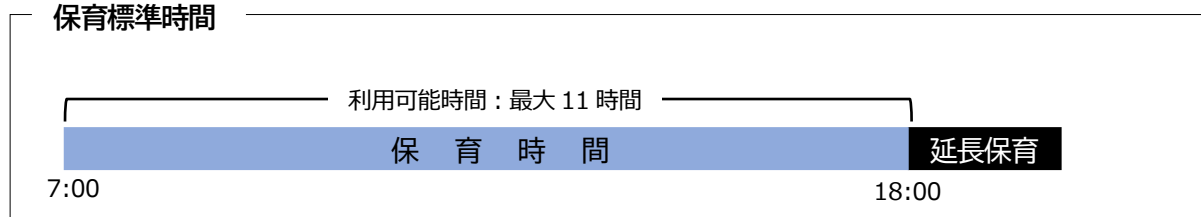
保育必要量

保育必要量は、「標準時間」と「短時間」があり、勤務時間等によりどちらかに認定します。どちらの区分の認定を受けた場合であっても、保育施設を利用できるのは、保護者が実際に保育を必要とする時間です。認定が就労の場合、「就労時間」+「通勤時間」が保育施設を利用できる時間です。

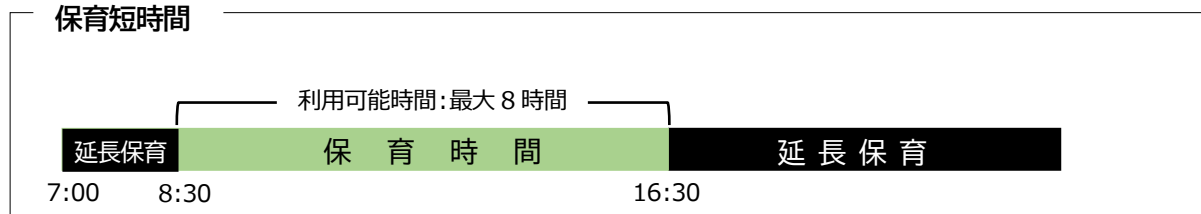
なお、延長保育を利用した場合、施設ごとに設定された延長保育料がかかります。

保育必要量の認定に関わらず、お子さまの健康状況等に応じて利用時間の短縮をお願いすることがあります。

保育標準時間



保育短時間



保育を必要とする理由・保育必要量・認定期間

「集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育を必要とする事由には該当しません。

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就労 ※ 1 月 60 時間以上の就労を常態としている場合 就労時間により保育必要量が変わります。	小学校就学前まで	標準時間
		短時間
妊娠・出産	原則として、出産予定日の概ね 2 か月前から、出産後 8 週経過した日の翌日の属する月の末日まで	標準時間
		短時間
疾病・障害 保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間
介護・看護 同居（または長期入院している）親族を常時介護・看護している場合（月 60 時間以上）	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間
		短時間
災害復旧 火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間
		短時間
求職活動 求職または開業予定の場合（認定後 90 日以内に就労すること）	支給認定開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで	短時間
就学 ※ 2 就学または職業訓練校等の職業訓練の場合（月 60 時間以上）	就学期間の終了(卒業)まで	標準時間
		短時間
育児休業 ※ 3 育児休業取得前に既に市内の保育所等を利用していた子どものみ	当該育児休業に係る子どもの 1 歳の誕生日の属する年度の末日まで	短時間

※ 1 就労証明書で確認できる就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合は保育短時間、月 120 時間以上の場合は保育標準時間で認定します。

※ 2 就学は、学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練校等の職業訓練を受講していることをいいます。

※ 3 育児休業は、育児介護休業法その他法令に基づき事業主から付与されたものをいいます。
また、育児休業を事由とした新規入園はできません。

保育の必要性が認定されたら

印西市では、保育の必要性が認められた方全員に支給認定証を交付します。支給認定証は、お手元に届いたら大切に保管してください。施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の内容を変更した場合、以前の認定証は、ご返却いただきます。施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定を受けている方は、次のページに記載する状況の変更があった場合、認定を変更する手続きをしてください。

また、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の認定期間内に、再度保育所等利用申込みをする場合は施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の提出は必要ありません。

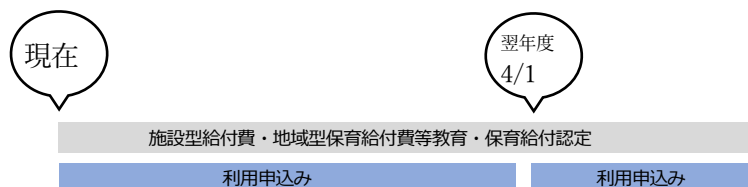
なお、他自治体へ住民票を異動する場合や家庭において必要な保育を受けることができるようになった際には、認定を取り消すことができますので、その旨を保育幼稚園課にお知らせください。手続きをご案内します。



令和8年5月入園と令和9年4月入園を申し込む場合、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書はそれぞれ用意しますか。

すでに受けている施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の内容が変わらない場合は提出しません。内容が変わる場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。

（ただし、保育所等利用申込みは、年度限り有効ですので、次の年度も引き続き審査を希望する場合は再度お申し込みが必要です。）



届けている認定内容に変更があった場合

在園児の方及び申請中の方は、ご家庭やお仕事の状況が変わったときは必ず書類を提出してください。届け出内容に応じて利用調整を行う際に必要な基本点や調整点の変更を行います。申込時と利用決定時で就労などの実態に差異があるときは保育園の利用決定が取り消しとなります。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合は必ず事前にご相談ください。（注意）施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書を以下、「教育・保育給付認定申請書」とします。」

必要書類	
印西市内で転居する	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+『支給認定証』
印西市外へ転出する ※1	『退園届』+『支給認定証』
子ども又は保護者	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+『支給認定証』
その他の親族等	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』
保護者の離婚成立 (離婚調停による別居含む)	『教育・保育給付認定変更申請書』+『戸籍謄本(写し可)』+『支給認定証』
保護者の婚姻	『教育・保育給付認定変更申請書』+ 結婚した相手の就労証明書等 +『支給認定証』
上記以外の変更(子どもの出産等)	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』
就職する・自営業を開業する ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』+ 新しい勤務先の『就労証明書』+『支給認定証』+ (自営業の場合) 確定申告書の写し(1年目のみ開業届)
転職する・異動する・ 勤務日数又は時間を変更する ※2	〔標準時間・短時間の変更がある場合〕 『教育・保育給付認定変更申請書』+ 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』+『支給認定証』
	〔標準時間・短時間の変更がない場合〕 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』+ 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』
産休を取得する ※3	『教育・保育給付認定変更申請書』+『母子手帳のコピー』(表紙と分娩予定日がわかるページ)+『支給認定証』
育休を取得する ※4 ※6	『教育・保育給付認定変更申請書』+『就労証明書』又は育休の取得が確認できる書類(勤務先が発行するもの)+『支給認定証』
育休明けで復職する ※2 ※6	『支給認定変更申請書』+『就労証明書』又は育休からの復帰日が確認できる書類(勤務先が発行するもの)+『支給認定証』
(保護者が)就学する ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+『在学証明書』+『時間割』
介護・看護をする ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+ 介護・看護を受ける方の『診断書②』等 + 介護する時間を記載した申立書
病気になった ※5	『教育・保育給付認定変更申請書』+『支給認定証』+『診断書①』
求職活動をする ※4 ※7	『支給認定変更申請書』+『求職活動申告書』+『支給認定証』
転園したい	『保育所等転園申込書』+『保育を必要とする事由のわかる書類(就労証明書等)』+『申込児童の健康状況調書』
退園する	『退園届』+『支給認定証』
家族が障害者手帳等を交付された	『教育・保育給付認定変更申請書』+ 手帳等のコピー
支給認定証を紛失した	『支給認定証再交付申請書』
子どもが満3歳になった	『支給認定証』を返却(新しい支給認定証は自動的に送付されます。)

〔注意事項〕

- ※1 市外に転出後、在園していた保育園を継続して利用するには、所定の手続きが必要です。継続利用を希望する場合には、保育幼稚園課までお問い合わせください。（市外から印西市の保育園を継続して利用するには、原則印西市に在勤していることが要件となります。）
- ※2 原則就労時間が、月 120 時間以上で保育標準時間、月 60 時間以上 120 時間未満で保育短時間となりますが、月 120 時間以上でも希望すれば保育短時間を選択できます。
また、月 60 時間以上 120 時間未満でも、保育短時間だと送迎が常態的に間に合わないと思われれば、保育標準時間とすることができます。（申立書を提出していただきます。）
- ※3 保育の利用希望に応じて、保育標準時間と保育短時間のどちらでも選択できます。
妊娠・出産への認定変更と同時に保育短時間へ認定変更を希望する場合、認定変更日は原則として母子手帳に記載のある出産予定日の2カ月前からとなります。産休取得日から短時間保育を希望する場合は、産休取得日が分かる書類（産休取得日の記載のある就労証明書等）を併せて提出することが必要です。
- ※4 保育短時間のみとなります。
- ※5 保育標準時間のみとなります。
- ※6 『就労証明書』又は産休・育休について確認できる書類（勤務先が発行するもの）が変更日までに提出できない場合は、市保育幼稚園課までお問い合わせください。
- ※7 求職活動中で、保育園を利用できる期間は、支給認定後 90 日を経過する日が属する月末までとなります。期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。（月 60 時間以上の就労で保育園の利用対象となります。）
保育園の利用が保留となっている方についても、同様となります。支給認定証に記載のある有効期限前までに必要書類を提出してください。

届けている認定内容に変更がある場合の手続きは、必ず事実発生日の 30 日前までに行ってください。令和 8 年 4 月 1 日以降、**支給認定証の有効期間の始期は、提出書類において確認できる事実発生日となります。**保育を必要とする理由が継続する場合のみ継続して在園することができます。認定と認定の間が少しでも空いてしまう場合は、一度ご退園いただき再度保育が必要になった際にお申し込みください。その際、同じ園に入園できるとは限りませんので、あらかじめご注意ください。

また、標準時間・短時間が変更となった場合、保育料の金額は変更された日の翌月（ただし、変更された日が1日の場合は当月）分から変更となります。（延長保育については変更日当日から変更となります。）

支給認定証に記載している有効期限後も保育園を利用（または、利用申込みを継続）する場合には、期限前に手続きが必要ですので、忘れずに必要書類を提出して下さい。

保育所等利用申込み

申込受付期間・面接日

利用 希望月	申込開始日	申込終了日		面接日
		保育幼稚園課窓口で 提出する	各支所・各保育園 ・電子申請で提出する	
令和8年 4月	令和7年 11月4日（火）	令和7年 11月25日（火）	令和7年 11月18日（火）	令和7年 12月1日（月） 2日（火）3日（水） 8日（月）9日（火） 10日（水）
5月	令和8年 3月2日（月）	令和8年 3月31日（火）	令和8年 3月24日（火）	令和8年 4月2日（木）
6月	令和8年 4月1日（水）	令和8年 4月30日（木）	令和8年 4月23日（木）	令和8年 5月1日（金）
7月	令和8年 5月1日（金）	令和8年 5月29日（金）	令和8年 5月22日（金）	令和8年 6月3日（水）
8月	令和8年 6月1日（月）	令和8年 6月30日（火）	令和8年 6月23日（火）	令和8年 7月2日（木）
9月	令和8年 7月1日（水）	令和8年 7月31日（金）	令和8年 7月24日（金）	令和8年 8月3日（月）
10月	令和8年 8月3日（月）	令和8年 8月31日（月）	令和8年 8月24日（月）	令和8年 9月2日（水）
11月	令和8年 9月1日（火）	令和8年 9月30日（水）	令和8年 9月24日（木）	令和8年 10月1日（木）
12月	令和8年 10月1日（木）	令和8年 10月30日（金）	令和8年 10月23日（金）	令和8年 11月2日（月）
1月	令和8年 11月2日（月）	令和8年 11月30日（月）	令和8年 11月24日（火）	令和8年 12月2日（火）
2月	令和8年 12月1日（火）	令和8年 12月24日（木）	令和8年 12月17日（木）	令和8年 12月25日（金）
3月	令和9年 1月4日（月）	令和9年 1月29日（金）	令和9年 1月22日（金）	令和9年 2月3日（水）

※受付期間外に書類をお持ちになられた場合は、受付け・お預かりはできません。

※希望園の変更や申請の取下げ等も上記期間内に手続きをしてください。（電子申請の変更手続きのみ保育幼稚園課窓口と同様の日にちまで受付可能です。）

※申請は、年度内に限り有効です。（例：令和8年12月入園の申請→令和9年3月入園の審査まで有効）

※提出された申請書類は返却しませんので、提出前にコピーしてください。

※面接の日程は、変更になる場合があります。

申込方法

原則電子申請の利用にご協力をお願いいたします。

受付期間内に書類がそろっていない場合は、受付け・お預かりはできません。

提出された申請書類の内容を確認した結果、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります。
就労証明書の内容確認のために、就労実態を調査することがあります。

提出後に住所・氏名・家族構成・事由の変更が生じた場合には、必ず変更を届け出てください。(P8 参照)

ちば電子申請サービスを利用して申し込む

(https://apply.e-tumo.jp/city-inzai-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)

下の(1)~(3)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。

- (1) 保育を必要とする事由を確認する書類
- (2) 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- (3) 該当する場合に必要な書類

申込み受付の処理状況等は、ちば電子申請サービスにログインし、ご自身で確認してください。

申請後、面接の予約のため保育幼稚園課へ連絡してください。



ちば電子申請サービス【印西市】

【令和 年 月 分】印西市保育園の入園の申込み

電子署名必要

受付開始 年 月 日 08時00分
受付終了 年 月 日 17時15分

1

ぴったりサービスを利用して申し込む

(https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)

ぴったりサービスでは、必ず「支給認定の申請」「保育施設等の利用申し込み（令和〇年〇月入園受付）」のいずれも申請・申込してください。ただし、すでに教育・保育給付認定を受けている方は、「支給認定の申請」は申請不要です。

下の(1)~(5)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。

- (1) 申込児童の健康状況調査
- (2) 保育を必要とする事由を確認する書類
- (3) 直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し
- (4) 該当する場合に必要な書類（保育施設入所申込確認票は必ず添付すること）

申込み受付の処理状況等は、ぴったりサービスにログインし、ご自身で確認してください。申請書の控え(PDF形式)は、申請完了時のみダウンロードすることができます。申請後、面接の予約のため保育幼稚園課へ連絡してください。



千葉県印西市の手続き

保育施設等の利用申込（令和 年 月入園受付）

子育て

保育園（保育所）などの保育施設・保育サービスを利用するための手続きです。利用申込の際、支給認定の申請を同時に行ってください。

詳しく見る

保育施設等の現況届

子育て

支給認定を受けている保護者は、労働や疾病の状況などを毎年1回、市区町村に届出してください。

詳しく見る

支給認定の申請

子育て

保育の必要性の認定（支給認定）を受けるための手続きです。保育園（保育所）などの保育施設・保育サービスの定期的な利用を申し込む場合、支給認定を受ける必要があります。

詳しく見る

？ 「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し」は、母子手帳の中のどのページを用意すればいいですか？

「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し」は、市からご案内している 3～4 か月健診、1 歳 6 か月健診、3 歳健診等で、最近受けた健診のページをコピーしてください。また、最近受けた健診が市でご案内している健診以外の場合は、そちらの写しをご提出ください。

紙の申請書を直接窓口に出す

※令和 8 年 7 月 1 日(水)から窓口受付時間が 9 時 00 から 16 時 30 分までとなります。

◆印西市役所 保育幼稚園課で提出する

印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する方、申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や印西市外の保育施設の利用を希望している方等すべてのお申込みの受付ができます。書類を提出する際に不備や不足がないか確認しますので、提出の際は時間に余裕をもってお越しください。書類の審査は受付後に行うため、後日、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります。

◆印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設で提出する

申込時点で印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する場合、印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設で申請書類を提出できます。申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や印西市外の保育施設の利用を希望している場合は、印西市役所 保育幼稚園課で申込書類を提出してください。

※印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所・市内保育施設では、書類を提出する際に不備や不足がないか確認しますので、提出の際は時間に余裕をもってお越しください。書類の審査は保育幼稚園課へ送達後に行うため、後日、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります、その場合は、保育幼稚園課から保護者様へ連絡します。

郵送で申請する（あて先は間違いなく記載してください）

あて先 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2 印西市役所 保育幼稚園課 入園係 宛

印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する方、申込時点で印西市以外に住民登録がある場合や印西市外の保育施設の利用を希望している方等すべてのお申込みに対応しています。書類の受付は、受付終了日の 17 時 15 分までに印西市役所保育幼稚園課へ到着した分のみとします。郵送で提出するときは、期日に余裕を持ち、追跡可能な特定記録郵便、簡易書留、レターパック等を利用することを推奨します。受付終了間近で投函した場合、期間内に保育幼稚園課へ届かないことがあります。受付終了日の 17 時 15 分までに到着しなかった分は、次回以降の審査としますのでご注意ください。

申込みに必要な書類

必要書類は印西市ホームページからダウンロードできます。

① 保育を必要とする事由を確認するための書類（児童と同居する保護者全員分必要です）

保育認定事由	必要書類	注意事項
就労（育児休業明けの復職含む）	就労証明書	就労証明書は、就労先にお願ひし、記入していただいください。 雇用予定の場合は、保育施設を利用できた場合の就労内容を記入してください。 保護者が自営業である場合は、保護者自身が記入し、確定申告書（第一表・第二表）の写しを添付してください。（事業を開始した年は、開業届出書の写しを提出してください。） ダブルワークをしている方は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月です。（11月中に提出する場合は、その月が属する年の9月1日以降に発行されたものが有効）
妊娠・出産	母子手帳の写し	母の名前、及び出産予定日がわかるページの写しをご提出ください。
保護者の疾病	医師の診断書 又は 障害者手帳の写し	診断書は所定の様式「①疾病等用」を使用してください。 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月です。（11月中に提出する場合は、その月が属する年の9月1日から有効）
介護・看護	医師の診断書 及び ご家族の状況についての申立書	診断書は所定の様式「②介護看護付添用」を使用してください。 有効期限は、提出月を含めて3ヶ月です。（11月中に提出する場合は、その月が属する年の9月1日から有効） 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1ヶ月あたりの日数」を記載してください。
災害復旧	罹災証明 及び 災害状況についての申立書	申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」を記載してください。
求職活動	求職活動申告書	所定の様式を使用してください。
就学	在学証明書 カリキュラム（時間割）の写し	申請時点で必要書類の提出ができない方は、まず、就学先により発行された在学予定であることがわかる書類し、規定の書類は、後日提出してください。

② 申請児童が該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る） ※常態とは、入園月の前の月の月末まで 1 か月以上認可外施設を利用していることを指します。	利用契約書の写し	調整指数 10（+2 点）を適用します。 （調整指数 7 で加算適用がある場合、いずれかを適用）
市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	調整指数 9（+2 点）を適用します。様式に指定はありません。
通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする場合	申立書 在園証明書	調整指数 11（+6 点）を適用します。

③ 保護者が該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
両親不存又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等)	戸籍謄本(写し可)、 呼び出し状等	調整指数 1（+3 点）を適用します。 書類が提出されず、両親不存又はひとり親世帯の事実が確認できないときは、調整指数の適用はありません。
保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務(育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。)する保育士の場合	就労証明書、保育士証のいずれも	調整指数 2（+3 点）を適用します。
保護者のいずれかが、市内外の幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の場合	就労証明書、保育士証のいずれも	調整指数 4（+1 点）を適用します。
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給証の写し	調整指数 5（+2 点）を適用します。
生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	調整指数 6（+2 点）を適用します。
産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	就労証明書にて確認が取れれば調整指数 7（+2 点）を適用します。
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	確認票該当欄に☑	調整指数 23（-30 点）を適用します。

④ 祖父母や同居している者が該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
65 歳未満の同居の親族、その他の者を含めても家庭保育ができない場合	同居する親族それぞれの保育を必要とする事由を確認するための書類	保育を必要とする事由を確認するための書類を提出しなくても不足書類にはなりませんが、提出すると調整指数 8（-3 点）が適用されません。

⑤ その他該当する場合のみ必要となる書類

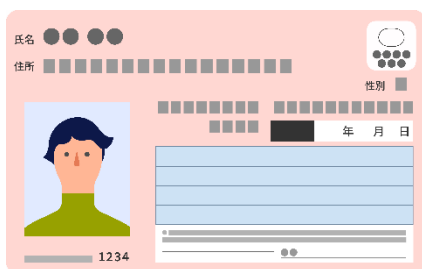
該当事例	必要書類	注意事項
他の市区町村から転入予定の申請の場合	転入手続きに関する同意書、 転入先住所の確認できる書類、 市町村民税所得割額のわかる書類	入園月の前月末までに印西市へ転入することが必要です。転入前の市区町村で保育所等を利用している場合は、 在園証明書を提出すると調整指数 9（+2 点）を適用します。
海外で収入があった方	海外での収入が分かる書類	令和 8 年 4 月から 8 月の間に入園希望の場合は、令和 6 年 1 月から 12 月中の海外での収入が分かる書類を提出してください。令和 8 年 9 月以降から令和 9 年 3 月の間に入園希望の場合は、令和 7 年 1 月から 12 月中の海外での収入が分かる書類を提出してください。 ※日本語以外の言語で書かれている場合は、保護者自身で該当箇所を翻訳し、併せて提出してください。 ※収入が確認できない場合は、最高額を用いて利用調整及び保育料の算定を行います。

マイナンバーの確認

保育園入園申込時、印西市に住民登録がある方は、審査や保育料決定のためにマイナンバーを確認いたします。

個人番号カードを持っている

番号確認と本人確認が
カード 1 枚で可能です。



個人番号カードを持っていない

以下のもので、番号確認と本人確認を行います。

番号確認：通知カードまたは住民票（マイナンバー入り）

本人確認：運転免許証またはパスポートなど

※住民票の有効期限は、提出月を含めて 3 ヶ月です。（11 月中に提出する場合は、その月が属する年の 9 月 1 日から有効）

※通知カードは、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。本人確認書類の氏名・住所と一致していない場合は利用できません。

本人確認運転免許証またはパスポートでの確認が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、その他公的機関発行の住所、氏名、生年月日の記載がわかる書類から 2 点を提出してください。

保育園入園申込時、印西市外に住民登録がある方は、市民税所得割額がわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書・市町村民税所得割額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の控除前の額）がわかる課税証明書等）を提出してください。申請月によって参考とする税額の年度が異なります。

◎令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月入園…令和 7 年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。

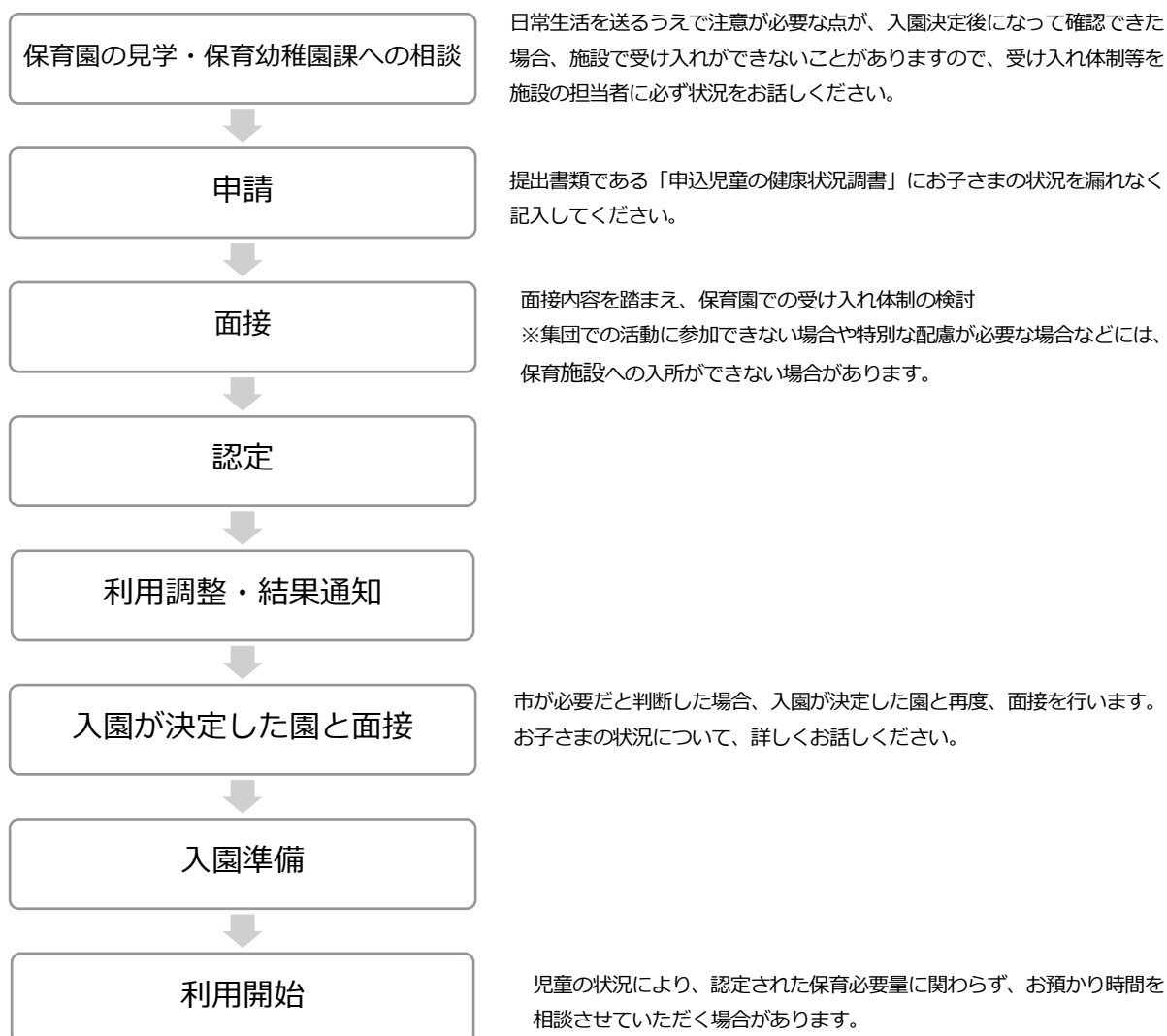
◎令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月入園…令和 8 年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。

疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき

保育施設の入園に心配があるお子様について、市では、事前に面接などを実施して、お子様の状況を確認させていただき、保育施設の入園について、ご相談に応じます。利用申請にあたり、療育・定期的な通院などを行われているお子様については、提出書類である「申込児童の健康状況調書」にお子様の状況を漏れなく記入してください。また、申請の前に入園を希望する保育施設を見学いただき、受け入れが可能な体制であるかご確認ください。

入園にあたっては、特別な配慮が必要と判断された場合、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要になるなど、保育施設の空き状況に関わらず、保育施設側での受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくこともあります。保育施設が集団生活の場であることや療育機関ではないことをご理解ください。

入園後であっても、認定された保育必要量にかかわらずお預かり時間を相談させていただく場合があります。保育園と協議のうえ利用時間が決定しますのでご了承ください。

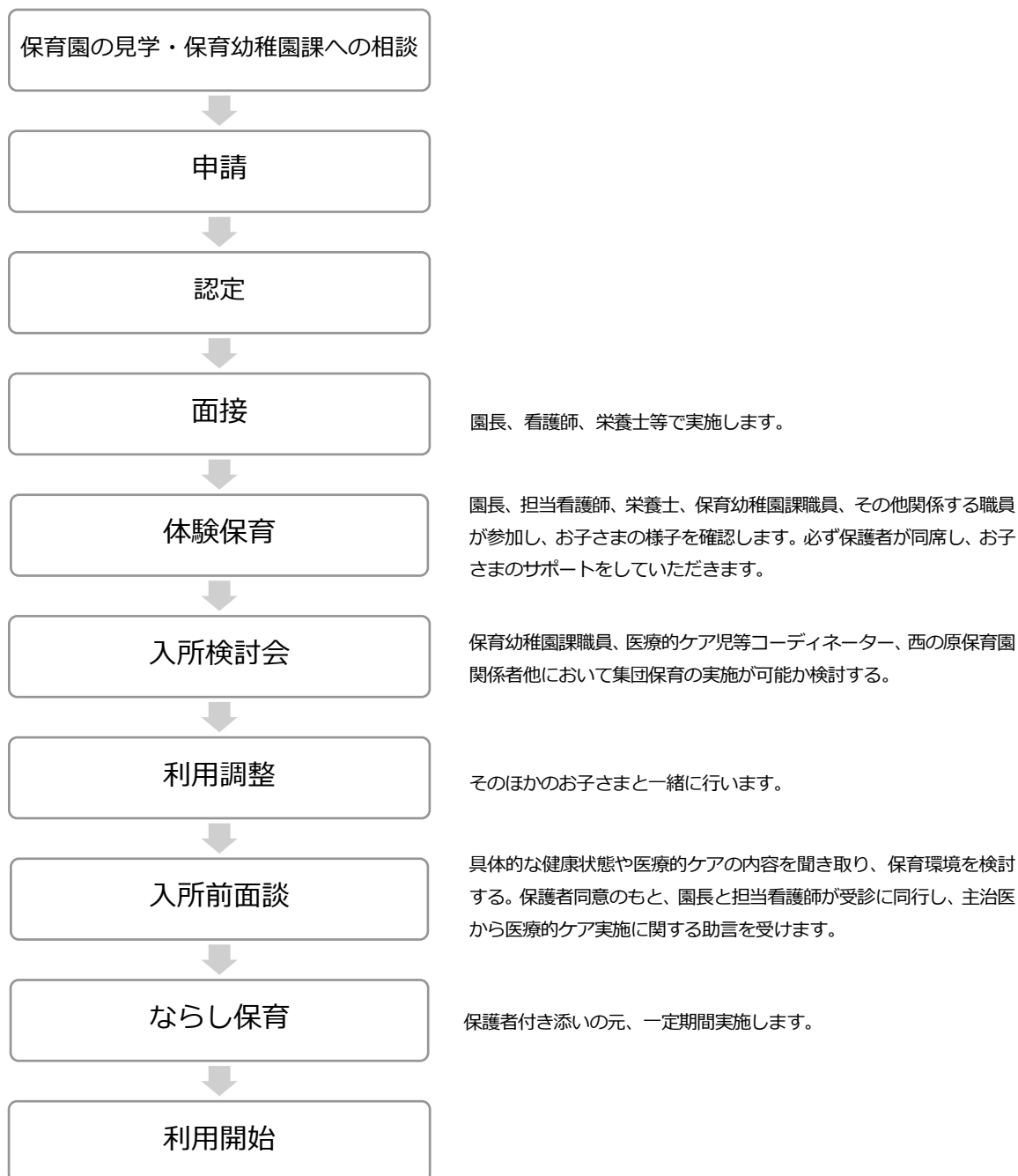


面接の内容を教えてください。

服用している薬や頻度、療育に通っている（入園後の予定）、通院しているなどの詳細をあらかじめ確認させていただきます。日常生活を送るうえで注意が必要な点は、必ず申込みの段階でお知らせください。家庭保育の中で当然に行っている児童へのケアだったとしても集団生活の中では実施が難しいこともあります。入園決定後に確認した場合、施設で受け入れができないことがあります。

医療的ケアが必要なとき

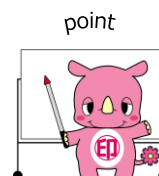
医療的ケアが必要なお子様の受入れは満3歳以上となり、印西市立西の原保育園で実施します。医療的ケアが必要なお子様の申込は、入園希望月の3か月前までに申請書類を提出する必要があるなど通常の流れと異なります。まずは保育幼稚園課へご相談ください。



(印西市立保育園における医療的ケア児受け入れガイドラインより一部抜粋)

申込みの際の注意事項

- 利用調整は申請締め切り時点の家庭の状況を点数化し行いますが、入園時点においても申請締切日時点と同じ要件（就労の場合：同じ就労先、同じ雇用契約時間）であることが必要です。



- 育児休業について「育児休業から復職する」に該当するか確認してください。保育所等申込において、復職とは「育児休業を取得している就労先と同一の職場に復職する場合」を指します。下記は該当しません。

入園時の状況	注意点
現在、A社で育休中（就労中）だが、入園月はB社で就労することが決まっている	就労内定としてのお申込みです。申込みの際はB社の就労証明書を提出してください。
現在、A社で育児休業を取得しており、復職せず退職する予定。入園月以降の就労先は未定。	求職活動としてのお申込みです。
現在、派遣社員として派遣元Cで育児休業を取得しており、復職せず退職する。入園したらD社へ派遣元を変更し就労することが決まっている。	就労内定としてのお申込みです。申込みの際は変更後の派遣元の就労証明書を提出してください。

- 提出する就労証明書の記載内容は、入園後の状況であるか確認してください。就労証明書は、入園後に予定している就労時間で記入してください。市に提出した就労証明書と入園時の雇用契約が変更になる場合は、保育の利用調整基準表上の指数の見直しが必要になるため、再調整の結果、内定取消しになる可能性があります。就労証明書の作成は、保育施設入所決定後の就労について、あらかじめ就労先へ相談した上で依頼してください。

入園後の状況	注意点
申請時、市に提出した就労証明書通りの就労時間で復職する	調整指数7（+2点）を適用します。
育児のための短時間勤務制度を使って復職する	就労証明書の就労時間のほかに、育児のための短時間勤務制度を利用した場合の就労時間を記載する欄に記載してください。審査は雇用契約上の就労時間を適用します。調整指数7（+2点）を適用します。
現在締結している雇用契約の就労時間より短時間の労働に雇用契約を変更して復職する	就労証明書の就労時間は変更後の雇用契約の就労時間を記載してください。調整指数7（+2点）を適用します。

- 育児休業から復職するとして申し込んだ方は、就労証明書等において育児休業中であることを確認のうえ、以下のとおり取り扱います。

「直ちに復職する」	利用調整基準表上の調整指数7において加点（2点）して、利用調整を行います。利用決定後は、利用開始月の翌月10日までに復職していただく必要があります。
「育児休業の延長も許容できる」	利用調整基準表上の調整指数7において加点（2点）し、さらに調整指数23において大きく減点（-30点）して、利用調整を行います。「育児休業の延長も許容できる」として審査をした場合でも必ず入所不可になることを約束するものではありません。利用決定後は、利用開始月の翌月10日までに復職していただく必要があります。

市外の保育施設を申請する場合

■ 印西市から転出し、他市区町村へ転入する場合

転入する市区町村へ直接相談、申請してください。

■ 印西市在住のまま、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

受付窓口	印西市役所 保育幼稚園課（支所・出張所では対応できません。）
申請期限	申請する他市区町村の申請締切日の 10 日前まで
申請条件	利用を希望する保育施設がある市区町村に確認してください。
申請書類	印西市の様式※電子申請の利用はできません。
注意事項	利用調整は利用を希望する保育施設がある自治体が行います。 希望する保育施設がある自治体から印西市を通して、保護者へ通知するため、結果がお手元に届くまで時間がかかります。 多くの自治体で、住民登録のある方が優先的に利用できる制度を設けています。 利用に際しては、印西市と希望する保育施設がある自治体両方の保育を必要とする事由を満たす必要があります。利用期間は、入所年度内となるため翌年度も継続して利用を希望する場合は再度申請が必要です。継続利用の可否は、利用する保育施設がある自治体が決定し、継続利用できない場合もあります。

■ 印西市に転入したが、在園中の市外の保育施設を引き続き利用したい場合

受付窓口	印西市役所 保育幼稚園課（支所・出張所では対応できません。）
申請期限	転入した月の末日まで
申請条件	在園している市外の保育施設がある市区町村に確認してください。
申請書類	印西市の様式※電子申請の利用はできません。
注意事項	在園している市外の保育施設がある市区町村に、印西市に転入後も継続して利用したい旨の相談を行い、申請方法等を確認してください。継続の可否は、利用する保育施設がある自治体が決定し、継続利用できない場合もあります。 同時に印西市の保育施設の利用希望の申請をする場合は、「在園している市外の保育施設分」と「印西市の保育施設分」それぞれ申請書類一式を用意してください。

市外から印西市の保育施設を申請する場合

■ 利用開始月の前月末までに転入する場合

受付窓口	電子申請・印西市役所 保育幼稚園課（支所・出張所では対応できません。）	
申請期限	P9 参照	
申請条件	入園月の前月末までに転入すること	
申請書類	印西市の様式	
注意事項	印西市の申請書類一式に以下の書類を添付してください。 ・転入手続きに関する同意書 ・転入先住所が確認できる書類（土地または家屋の売買契約書、賃貸借契約書等） ・市町村民税所得割額のわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額がわかる（非）課税証明書（配当控除、住宅借上金等特別税額控除、寄附金税額控除等の控除の前の額））	
	利用希望月	市町村民税所得割額のわかる書類の対象年度
	令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月	令和 7 年
	令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月	令和 8 年
	郵送で申請書類を提出する場合は、内容の確認、修正・再提出の依頼があることを想定し余裕をもって提出してください。 印西市が行う入園前面接（要予約）へ参加してください。（P9 参照）	

■ 他市在住のまま、印西市の保育施設に通うことを希望する場合

受付窓口	住民登録のある自治体							
申請期限	P9 参照							
申請条件	保護者のいずれかが、印西市内の事業所等に勤務しており、お住いの市区町村で就労を理由とする保育認定を受けている 里帰り出産（住民登録がある自治体で妊娠・出産の認定を受けている期間に限る）							
申請書類	住民登録のある市区町村の様式							
注意事項	利用調整では、調整指数 20（-6 点）が適用されます。 住民登録のある市区町村の申請書類のほか、以下の書類を添付してください。 ・ 印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書（管外受託用） ・ 直近の健診票または母子手帳の健康状況がわかるページ写し ・ 市町村民税所得割額のわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税所得割額がわかる（非）課税証明書（配当控除、住宅借上金等特別税額控除、寄附金税額控除等の控除の前の額）） <table border="1"> <tr> <td>利用希望月</td><td>市町村民税所得割額のわかる書類の対象年度</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月</td><td>令和 7 年</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月</td><td>令和 8 年</td></tr> </table> 4 月入園に限り 2 次募集の申請期間からの受付です。1 次募集の申請期間に申請書類の提出があっても 1 次募集の審査は行いません。 印西市内の事業所等での就労を要件に在園している場合、印西市内の事業所に勤務しなくなった場合、認定が就労以外に変更されたことが確認できた場合は退園となります。育児休業後、市内の就労先に同じ雇用契約のまま復帰する場合は、引き続き利用できます。 印西市が行う入園前面接（要予約）へ参加してください。（P9 参照）		利用希望月	市町村民税所得割額のわかる書類の対象年度	令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月	令和 7 年	令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月	令和 8 年
利用希望月	市町村民税所得割額のわかる書類の対象年度							
令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月	令和 7 年							
令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月	令和 8 年							

■ 転出した後も、引き続き在園している印西市の保育施設に通うことを希望する場合

受付窓口	転出先の市区町村	
申請期限	転出先の市区町村に確認	
申請条件	保護者のいずれかが、印西市内の事業所等に勤務しており、お住いの市区町村で就労を理由とする保育認定を受けている	
申請書類	転出先の市区町村の様式	
注意事項	印西市民としての利用は終了となるため、転出する前に保育園退園届を提出してください。 転出後は、速やかに転出先市区町村に「印西市で在園している保育施設の継続利用を希望する」旨の申請を行ってください。 転出先の自治体の申請書類のほか、以下の書類を添付してください。 ・ 印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書（管外受託用） ・ 直近の健診票または母子手帳の健康状況がわかるページ写し	

申請後に申請内容を変更したい場合

「希望施設を追加、もしくは変更する」、「きょうだいの組み合わせを変更する」のお手続きが可能です。
変更方法は、QRコードから電子申請をするか、下記（１）～（５）を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。変更した内容は、申請後、登録したアドレスに届くメールにて変更内容を確認してください。

電子申請	案内に沿って手続きを行ってください。 
申立書	(1) 変更したい内容が分かるように記載してください。 「令和○年○月入園の審査から希望する保育所等を変更します。 第1希望 木刈保育園 第2希望 内野保育園」 ※必ず第1希望から記載してください。 「令和○年○月入園の審査からきょうだいの組み合わせを変更します。 同時・同園・下位同時」 (2) 児童氏名（児童生年月日） (3) 保護者氏名 (4) 保護者住所 (5) 保護者連絡先（日中連絡がつく連絡先）

申請を取り下げたい場合

取下げ方法は、QRコードから電子申請をするか、下記（１）～（５）を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。教育・保育給付認定を受けており、取り消したい方は申立書にその旨を記載してください。

一度、申込みを行うと、令和9年3月入園の審査まで行います。途中で入所のご希望が無くなった場合は、速やかに取り下げの手続きを行ってください。

電子申請	案内に沿って手続きを行ってください。 
申立書	(1) 「令和○年○月入園の審査から申請を取り下げます。」 (2) 児童氏名（児童生年月日） (3) 保護者氏名 (4) 保護者住所 (5) 保護者連絡先（日中連絡がつく連絡先）

次の年度も継続して申し込みたい場合（保留中の方）

申請の有効期限は毎年度末(3月入園の審査)です。翌年度以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて申請をしてください。なお、翌年度以降の入園のご案内は令和8年秋頃に市ホームページで公表する予定です。

利用調整

保育の必要性の認定後、保育施設利用の可否を判断する利用調整を行います。

保育の利用に関する規則において定められた利用調整基準表は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。『基本指数』と『調整指数』の合計点により保育の必要性の度合いを点数化して利用調整を行い、点数が高い方から利用を決定することになります。

基本指数及び調整指数は、申込締切日までに提出があった書類をもとに、入園月の状況で審査を行います。

- 希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申し込みをされてもご希望に添えないことがあります。
- 申込書記載の施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、希望する順に申込書に記入してください。（希望する園の数に上限はありません）
- きょうだいのいる保育園への転園を希望する場合は、そのきょうだいが入園している園のみを希望される場合に限って、加点（＋３）を行います。きょうだいが入園されている園を含め、複数の園を希望された場合は、減点（－１）での審査となります。



空きがある施設はどこですか。



印西市 保育園 空き状況

４月入園（一次）：公開しません。空きによらず希望する施設を記入してください。

４月入園（二次）：印西市ホームページにて２月初旬に公開します。

５～３月入園：印西市ホームページにて申込受付期間の２０日頃に公開します。

※園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあります。



施設に空きがあるのに、保留になるときはどのようなときですか？

利用調整の結果、より保育の必要性が高い方の決定によって受入れ枠が埋まってしまうとそれ以上は入園できません。また、希望している施設以外に空きがあったとしても、希望する施設のみを審査するので、結果が保留になることがあります。なお、園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあります。

【保育の利用調整基準表】

1 基本指数

No.	類型		細目		基本指数	
1	就労	月160時間以上の就労を常態又は単身赴任			11	
		月140時間以上160時間未満の就労を常態			10	
		月120時間以上140時間未満の就労を常態			9	
		月100時間以上120時間未満の就労を常態			8	
		月80時間以上100時間未満の就労を常態			7	
		月60時間以上80時間未満の就労を常態			6	
2	母親の出産		出産予定日を含む月及びその前後2か月間		11	
3	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1か月以上の入院	12
			居宅療養	常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
		精神等		医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合	10	
		一般療養		医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合	9	
				上記以外で保育が困難であると認められる場合	8	
		障害	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している場合			12
			身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2、精神障害者保健福祉手帳2級又は3級を所持している場合			10
		4	病人の看護等	看護介護付添	居宅外	
居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合				12	
	心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合				8	
居宅外・居宅内					その他の病人等の介護等	
5	災害復旧		火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		12	
6	求職活動等		求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合		5	
7	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合	月160時間以上の就学を常態		10	
			月140時間以上160時間未満の就学を常態		9	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態		8	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態		7	
			月80時間以上100時間未満の就学を常態		6	
			月60時間以上80時間未満の就学を常態		5	
8	虐待・配偶者からの暴力など		虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合		12	
9	育児休業		育児休業を取得している場合 ※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。		5	
10	その他		上記類型に類する状態にある場合		※類する項目に準ずる	

2 調整指数

番号	条件	必要な書類	調整指数
1	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	戸籍謄本（写し可） 呼び出し状等	+3
2	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	就労証明書 保育士証	+3
3	保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士（入園時に保育士として就労することができる状況にある者に限る。）の場合（2に該当する場合を除く。）	申立書 保育士証	+3
4	保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合（3に該当する場合を除く。）	就労証明書 保育士証	+1
5	生活保護法による被保護世帯		+2
6	生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	+2
7	産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	+2
8	65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合		-3
9	市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	+2
10	認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る）	利用契約書の写し	+2
11	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	申立書・在園証明書（市内在園の場合省略可）	+6
12	兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合		+1
13	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合		+3
14	利用申込みにおいて希望した保育所等に入園した後に、他の保育所等への転園を希望する場合（兄弟姉妹が利用している保育所等への転園を除く）		-1
15	出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生した子どもの保育を希望する場合	申立書	+3
16	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合		+1～+6
17	待機期間が1年以上経過している者		+2
18	待機期間が6か月以上経過している者		+1
19	特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合		+1
20	市外在住者（利用開始までに転入する者を除く）		-6
21	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合		-6
22	利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から1年間に限る。）		-2
23	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	確認票該当欄に☑	-30

①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。

②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定します。）

③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。

④期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。

⑤就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。

⑥就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。

⑦調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。

⑧必要な書類の「就労証明書」又は「申立書」には、調整指数の対象となる内容がわかる記載があった場合のみ有効です。

⑨調整指数23を条件とする審査を希望した場合、復職希望月までは待機期間としてカウントしません。また、以前から継続して申請しており、待機期間が6か月を経過している場合でも加点は抹消されます。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（利用開始までに転入する者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申し込みをする者
4	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者
5	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者
6	待機期間が長い（ただし、利用申し込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
7	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
8	生活保護法による被保護世帯
9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申し込みをしている者
10	市町村民税所得割額の合計が低い世帯
11	基本指数が高い世帯

申込みや利用の際に確認する事項

◆教育・保育給付認定の確認事項

1. 保育所等を利用する場合は、2号または3号での教育・保育給付認定(以下「認定」という)を受ける必要があります。申請の際には、「保育を必要とする理由」を確認します。
2. 認定の可否結果及び利用調整の結果は郵送で通知します。
3. 認定を受けた後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等で申請内容に変更が生じた場合は、必ず変更内容の申請をしてください。様式は、表紙の「在園児向けの案内ページ」からダウンロードできます。変更内容により、変更後の事項を記載した通知書を交付します。申込内容が事実と異なる場合は、認定や利用決定を取消すことがあります。
4. 認定の有効期間は保育を必要とする理由により異なります。今後、認定事由の変更等によりお持ちの支給認定証が失効した場合には、速やかに支給認定証を保育幼稚園課にご返還ください。
5. 提出された書類は返却しませんので、必要な方はあらかじめご自身でコピーを取り保管してください。

◆保育所等の利用申込みの確認事項

1. 利用申請の必要書類は全て揃え、漏れなく記入した上で申請受付期間内に提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整にかけることができず、利用保留の通知も交付されません。また、受付期間外の申請書の提出があっても受付できません。
2. 住所欄は、申請時点で住民票のある住所を記入してください。
3. ご提出いただいた書類について、必要があれば勤務先等(証明者)に問い合わせることがあります。
4. 希望施設を変更する場合は、変更希望月の申請受付期間内に P20 に記載のお手続きを行ってください。
5. 申請を取り下げの場合は、P20 に記載のお手続きを行ってください。支給認定証の交付を受けている方は支給認定証を速やかにご返還ください。
6. 希望する保育施設について、重要事項説明書にてご確認ください。また、大切なお子様が過ごす施設となりますので、遠方にお住まい等の特別な事情により見学が困難な場合を除き、原則希望施設の見学を行ってください。
7. 保育施設利用に関する確認票(裏面)の「希望する保育園等に入園できない場合は、育休延長も許容できる」にチェックした方は、利用調整において-30点の減点が適用されますが、利用が決定する可能性もあります。「直ちに復職を希望する」に変更を希望する場合は各月の受付期間内に変更手続きをしてください。
8. 決定(内定)の結果は毎月中旬頃に郵送で通知します。電話でのお問い合わせは、受け付けておりません。
9. お手元に結果通知が届いたら、決定・内定した園へ必ず連絡してください。決定・内定しているにもかかわらず連絡が取れない場合は決定・内定を取消す場合があります。また、決定・内定した園から入園手続きのための連絡が来ることがあります。
10. 保育所等の利用調整上で必要となるため、該当年度の個人住民税の情報を課税課より取得します。ただし、他市区町村に在住のまま印西市の保育施設に申込みされる場合は課税証明書をご提出いただく必要があります。その他、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。
(連携機関の例)※他市区町村を含む 認可保育施設、市民課、子育て支援課、こども家庭課、課税課、障がい福祉課、学務課、健康増進課、各保健センター、児童相談所
11. 申請の有効期限は毎年度末(3月入園の審査)です。翌年度以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて申請をしてください。なお、翌年度以降の入園のご案内は令和8年秋頃に市ホームページで公表する予定です。

取下げの
手続きは
こちら



◆保育を必要とする事由についての確認事項

1. 保育を必要とする事由が「就労」で認定された場合、入園月以降常態的に就労していることが条件です。
2. 保育を必要とする理由が「就労」で認定されたが、保育園の利用が開始したら雇用が開始する就労内定での申請の場合は、入園月の末日までに就労することが条件です。
3. 保育を必要とする事由が「就労」で認定されたが、育児休業から同一の職場へ復職するとして申請した場合は、入園月の属する月の翌月の10日までに復職することが条件です。
4. 児童と同一住所に住民票がない保護者についても、就労証明書の提出をしてください。「不在」ではなく「就労」として教育・保育給付認定と利用調整を行います。
5. 保護者が単身赴任中の場合、就労証明書の提出をしてください。「不在」ではなく「就労」として教育・保育給付認定と利用調整を行います。
6. 求職活動中の方は、求職活動中の認定期間終了後も継続して利用調整を行います。就労が決まり次第、就労証明書をご提出ください。また、求職活動中のまま利用開始となった際は、利用開始後90日目を迎える月末までに就労先を決め、就労証明書が提出された場合、認定が就労に切り替わり継続在園が可能です。提出がない場合は、認定期間の終了に伴い保育の実施が解除(退園)となります。
7. 妊娠・出産事由の認定期間は、原則として、出産予定日の概ね2か月前から、出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日です。妊娠・出産の要件を満たさなくなった場合は、申請を取り下げたものとみなします。引き続き継続して利用申込みするためには、育児休業の取得や就労等別の事由が必要となります。
8. 育児休業明けで申込む場合、復職日より利用可能月が異なります。就労証明書の「復職(予定)年月日」記入欄に記入してもらった月よりも早く保育園の利用を申込む場合には、育休期間を繰り上げて復帰することが可能か、事前に職場にご確認ください。申込みの結果、利用承認された場合は、利用開始月の翌月10日までに復職する必要がありますのでご注意ください。
9. 申込みをするお子さまが、認可外保育施設(事業所内保育事業所は含むが一時預かりは除く)を常態として利用している場合、調整指数10(+2点)が適用されます。利用開始日や月の利用時間がわかる利用契約書の写しの提出が必要です。加点対象とならない認可外保育施設もありますのでご注意ください。調整指数7(+2点)と重複して加点はできません。
10. 65歳未満の同居の親族その他の者が保育可能な場合、就労証明書等保育が必要な事由を確認するための書類の提出がない場合は、調整指数8の減点(-3点)が適用されます。保育ができない事由、必要書類は保護者の方と同じです(ただし、求職活動中と育休中を除く)。

◆保育施設の利用時の確認事項

- ① 各施設が定める「きまり」を守り、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)内で、保護者の就労時間(通勤時間を含む)等、実際に必要な時間が児童をお預かりする時間になります。
また、各施設の開設時間内に児童の送迎を行ってください。
- ② 延長保育を利用する場合は、各施設で相談・調整を行ってください。児童の健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、保育施設では、6か月未満児や集団保育を行うにあたり支援が必要な児童について、認定された保育必要量に関わらず、児童の状況により、お預かり時間を相談させていただく場合があります。
- ③ 保育所等利用時に妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等といった申込内容に変更が生じた場合は、P8を参考に変更内容に応じた書類を保育幼稚園課または利用施設にご提出ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。保育必要量や認定事由等の認定変更は、支給認定変更申請書の提出日又は事実発生日いずれか遅い方から変更します。ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。
- ④ 保育施設の利用開始当初は児童が施設に慣れるためのならし保育があり、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)にかかわらず、お迎えの時間が早くなります。なお、利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。
- ⑤ 保育施設を利用できる方は、保育を必要とする理由がある方です。保育を必要とする理由がなくなった場合は、

認定が取消しとなり、保育の実施が解除（退園）となります。

- ⑥ 保育所等の利用中に求職活動中となった方は、認定変更の申請（届出）をした上で、退職日の翌日から 90 日目を迎える月末までに新たな就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終了に伴い保育の実施が解除（退園）となります。
- ⑦ 連続して欠席しながら在籍できるのは、欠席が開始した日から 60 日が経過する月の末日までです。いかなる理由があってもその期間を超えて欠席をしながら在籍することはできません。欠席する際は、在園している保育園に直接申し出てください。**在籍している間は欠席していても保育料がかかります。**
- ⑧ 保育料は、1 か月単位となっています。月の 1 日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1 か月分の保育料がかかります。**月の途中で退園した場合でも、保育料は日割り計算されません。ただし、生後 57 日目からの利用の場合に限り、入園月の保育料は日割り計算されます。**
- ⑨ 保育料は、保育料算定者(原則は父母)の個人市民税額により算定します。離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の個人市民税額を合算し保育料を算定します。また、父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の個人市民税額を合算し、保育料を算定することがあります。
- ⑩ 保育料算定対象者の個人市民税額の変更や世帯状況に変更があった場合は、保育料が変更となる場合があります。
- ⑪ 保育料が滞納となった場合、督促状・催告状が交付されるほか、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。また、保育料の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。
- ⑫ 適正な保育料の算定及び保育の実施のため、個人番号(マイナンバー)等により以下の連携機関から必要な情報を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じて資料(申込み書一式を含む)を提供することがあります。
(連携機関の例)※他市区町村を含む 認可保育施設、市民課、子育て支援課、こども家庭課、課税課、障がい福祉課、学務課、健康増進課、各保健センター、児童相談所
- ⑬ 保育所の利用開始後、児童にとって適切な環境にて保育を提供することを目的とし、利用施設からの申し出により、児童の健康状態や集団保育での状況を確認(保育観察)させていただくことがあります。転園した場合も、転園前の施設での利用状況の情報を市から転園先へ提供することがあります。

利用調整の結果の通知

利用調整結果の通知は、下記の方を対象とし、申込書に記載された住所へ郵送します。

- 入園が決定した方
- 入園が内定した方
- 当該月に新規で申請し、保留となった方

(注意) 保留となった場合、翌月以降の利用調整結果は、一律通知いたしません。

(注意) お電話等での結果確認には対応しておりません。

4 月入園の結果の発送時期は、入園事務が集中するため審査に時間を要することから 2 月初旬を予定しています。5 月から翌年 3 月入園は、入園希望月の前月の中旬頃です。



印西市 利用調整結果

利用調整の結果の発送状況については、市ホームページにおいて公開しています。「利用調整結果の発送状況」が「調整中」になっている月は、まだ発送日が決まっています。市へ直接お問い合わせをいただいてもお答えできませんので、公開されるまでお待ちください。

利用調整の結果に基づき、決定、内定、保留のいずれかを通知します。お手元に届いた各種通知は大切に保管してください。当該通知の再発行はいかなる場合でも致しかねますので、あらかじめご了承ください。

個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えできません。窓口で結果をお知りになりたい方は、事前に保育幼稚園課へお問い合わせください。その際、必ず顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

なお、4 月入園に関する利用調整結果については、文書による通知のみです。電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

(注意) 転入予定の申請者で発送までに印西市へ転入している場合を除き、他の住所へ郵送することは出来かねますのでご了承ください。

保育園に通うことになった方へ

毎月 1 日が利用開始日となります。(生後 57 日からの入園を除く)

利用決定通知が届いた方

決定した保育所へ連絡を取り、今後の流れや手続きを確認してください。決定した園から連絡がある場合もあります。

内定通知が届いた方

内定のときは、内定通知をお送りします。内定通知は、面接内定と転入内定があります。

「面接内定」は、申請書提出後にご案内する面接を受けておらず、利用調整で希望園に空きがあり内定となっている状態です。内定した園で面接をした後、決定となります。内定した保育所等へ連絡を取り、面接日を調整してください。なお、内定した園から連絡がある場合もあります。すでに面接を実施している場合でも、お子さまの状況によっては、内定した園と再度面接をお願いすることがあります。特別な配慮が必要とされた場合で、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要と判断された場合などは、受け入れ体制が整うまでの間、入園をお待ちいただくことがありますご理解くださいますようお願いいたします。

「転入内定」は、入園月の前の月の月末までに印西市へ転入することを条件に仮申請しており、利用調整で希望園に空きがあり内定となっている状態です。期限までに印西市へ転入し、保育幼稚園課で手続きを経て決定します。印西市への住民登録の手続きとは別に、保育幼稚園課で入園申請に関する手続きが必要です。なお、転入内定の通知に同封されている支給認定申請書と利用申込書を記載の上、保育幼稚園課へお越しいただくとご案内がスムーズです。保護者さまのマイナンバーを確認させていただいておりますので、マイナンバーがわかる書類をお持ちください。

利用開始にあたり必要な手続き

申請の際に「保育を必要とする理由を確認するための書類」を提出いただいておりますが、状況により、保育園の利用開始後も保育が必要であることを確認させていただくため、以下に該当する方は書類の提出をしてください。また、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることを確認できない場合は、退園となりますのでご注意ください。

①育児休業から「復職予定」で申し込みをした方

提出期限（厳守）	〔4月入園〕結果通知に同封されている案内により市が指定した日まで 〔年度途中入園〕利用開始月の月末
提出書類	就労証明書（利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの）
提出場所	保育幼稚園課又は保育園
注意事項	就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。 4月入園の場合、就労証明書を提出した方に対し、ならし保育を実施します。必ず指定された日までに提出してください。

※きょうだいがすでに保育園に在園している場合は、以下の⑤の手続きも行ってください。

②「就労内定」で申し込みをした方

就労内定…保育施設利用申込の段階では、就労が開始していなかった方

提出期限（厳守）	利用開始月の月末
提出書類	就労証明書（利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの）
提出場所	保育幼稚園課又は保育園
注意事項	就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。

※きょうだいがすでに保育園に在園している場合は、⑤の手続きも行ってください。

③「求職活動」で申し込みをした方

求職活動中で利用を決定した場合、保育の利用期間及び支給認定証の有効期間は、支給認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日までとなります。認定期間内に就労（月60時間以上）を開始すれば継続して保育園に在園することが可能です。なお、認定を「就労」へ変更するには、支給認定変更の手続きが必要です。

④利用決定後、入園までに辞退する場合

保育幼稚園課、決定（内定）している保育所等のいずれにも辞退する旨の連絡をしてください。なお、保育幼稚園課には辞退の届出が必要です。再度、保育園利用の申請を行う場合には、必要書類一式を提出してください。

届出の期限	利用決定後、速やかに届け出ていただくようお願いいたします。
届出方法	電子申請・申立書を印西市役所保育幼稚園課に提出する（支所・出張所では対応できません）
申立書の内容	令和〇年〇月入園の決定（内定）を辞退します。 ・児童氏名（児童生年月日） ・保護者氏名 ・保護者住所 ・保護者連絡先

⑤兄弟姉妹の認定が変わる場合

きょうだい分の支給認定変更の手続きが必要です。お子様の入園に伴い、すでに在園しているお子様の保育を必要とする理由が「育児休業」から「就労」に変更となる場合には、保育幼稚園課又は保育園で支給認定変更の手続きが必要となります。詳細は、P8をご確認ください。

「ならし保育」の実施

利用開始当初から慣れない環境で1日過ごすことは、児童にとって大変な負担になります。児童の負担を軽減するためにも、児童の様子を見ながら、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らしていきます。ならし保育の実施期間は利用開始日以降、決定（内定）した園と調整します。期間は児童の状況により各施設が判断します。ならし保育の期間中は児童のお迎えが早くなりますのでご注意ください。なお、利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

授乳又は離乳期の児童につきましては、ミルクを飲めるようにご家庭で保育いただくようお願いします。利用開始後であっても、食事やミルクが取れない場合はお迎えをお願いすることがあります。

「延長保育」について

延長保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長く児童を預ける場合にご利用いただけます。施設の利用が決定してから各施設で手続きをしてください。ただし、児童の状況によりお預かり時間をご相談させていただく場合がありますので、各施設にご確認ください。延長保育の利用については、保育料と別途、延長保育料を徴収いたします。延長保育料は施設により設定していますので、各施設にご確認ください。

保育施設等の利用に係る現況届

法令の定めにより、保育所等を利用されている方は年に一度「現況届」と「保育を必要とする事由を確認するための書類」を提出する必要があります。これは、引き続き児童に保育が必要な状況が継続していることの確認や9月以降の保育料の算定を市が行うためです。対象となる方には現況届を配付しますので、必ずお手続きをお願いします。提出期限までに書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合や、現況届を提出していただいた結果、保育の必要性が消滅していることが確認された場合には、保育所等は退園となります。

自営業主として就労している方は、現況届の提出の際、確定申告書の写し（第一表・第二表）を添付してください。

事業を開始した年は開業届出書の写しを提出してください。

ダブルワークをしている方は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。

別の市内保育施設に移りたい場合（転園申込）

別の保育園に転園を希望する場合は、以下の書類を各希望月の申込締切日までに印西市役所保育幼稚園課にご提出ください。転園を希望する場合であっても、新規の利用申込者と同様、保育の必要性の高い児童から利用決定することになりますので、希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。なお、転園申込についても、取り下げない限り年度内は継続して利用調整を行います。転園決定した場合、在籍していた施設に別の児童を案内することから、転園決定後の取消しはできません。転園申込を取り下げる際は、早急に手続きを行ってください。

申込書類	転園申込書 保育を必要とする事由を確認するための書類 申込児童の健康状況調書
申込期限	P9参照
注意事項	調整指数14の減点（-1点）が適用されます。ただし、 <u>きょうだいがすでに在園している保育施設のみを希望する場合は、調整指数13（+3点）の加点が適用されます。</u> 転園決定した場合、在籍していた施設に別の児童を案内することから、転園決定後の取消しはできないことをよくご理解いただいた上で、お申込みください。

転園申込書を取り下げたい場合

取下げ方法は、QRコードから電子申請をするか、下記（１）～（５）を記載した申込書を保育幼稚園課窓口に提出してください。教育・保育給付認定を受けており、取り消したい方は申込書にその旨を記載してください。

電子申請	案内に沿って手続きを行ってください。 
申込書	(1) 「令和〇年〇月入園の審査から転園申込を取り下げます。」 (2) 児童氏名（児童生年月日） (3) 保護者氏名 (4) 保護者住所 (5) 保護者連絡先

利用対象年齢の満了に伴う別の保育所等の利用申込み

２歳児クラスまでの施設に通っている方が満了日以降も継続して保育を受けることができるように、３歳児になるときの入園の利用調整の際には保育の利用調整基準表に基づき調整指数 11（+6 点）の加点を適用します。

対象者には、２歳児クラスに所属している年度の秋頃に園を通じてご連絡します。

連携施設を申し込む

連携施設が設定されている小規模保育事業：やまと小規模保育園、カインド・ナーサリー牧の原第 1 園、カインド・ナーサリー牧の原第 2 園

小規模保育事業では、３歳児クラス以降の連携施設が設定されています。連携施設は、現在通園している施設によって異なりますので、市ホームページに掲載している重要事項説明書をご確認いただくか、在園している施設へお問い合わせください。連携施設への通所を希望するとして翌年度 4 月以降の利用申込みをした方の中で利用調整を行います。利用調整は、保育の利用調整基準表の指数と優先順位を適用します。連携施設の申込時期



印西市 保育園 重要事項説明書

の前から転園希望をしていた場合の保留期間は同点だった場合に適用します。利用調整は行いますが、必ず連携施設の中のいずれかの施設への入所が決定します。連携施設以外の施設への通所を希望するとして、申込みをした方は、他の方と同様に保育施設が決まらない可能性がありますのでご注意ください。なお、連携施設の申込みと一般の申込みは同時に行うことができません。連携施設を辞退して一般の申込みを行うことはできません。

連携施設の利用調整結果は、11 月中旬頃に、申込書に記載された住所へ郵送します。ごきょうだいの 4 月入園を検討されている方は、連携施設の結果確認後にきょうだい分の申込みをされることをおすすめします。

「本園」に在籍する

対象となる園：Rainbow Wings International（分園）

利用対象年齢が 2 歳児クラスまでの「分園」に在園し、その施設に「本園」がある場合、3 歳児クラス以降、本園に在籍することができます。利用調整は行わず、異動の手続きのみで 3 歳児クラス以降は本園に在籍できます。対象者には、2 歳児クラスに所属している年度の秋頃に園を通じてご連絡します。

長期で欠席する場合

連続して欠席しながら在籍できるのは、欠席が開始した日から 60 日が経過する月の末日までです。いかなる理由があってもその期間を超えて欠席をしながら在籍することはできません。欠席する際は、在園している保育園に直接申し出てください。在籍している間は欠席していても保育料がかかります。

入園後、保育園を辞める場合

保育園を辞める時は、「保育園退園届」を印西市役所 保育幼稚園課か在園している保育施設へご提出ください。なお、支給認定証の交付を受けている方は、交付済みの支給認定証をご返還ください。月の初日に在籍があれば、登園状況にかかわらず、その月の1か月分の保育料がかかります。

一度退園し、再度入園を希望する際は、改めて申請が必要で書類一式を提出していただきます。利用調整において、以前在園していたことによる加点はありません。また、以前在園していた保育所等に必ず在園できるとは限りません。

また、他自治体へ住民票を異動する場合や家庭において必要な保育を受けることができるようになった際には、認定を取り消すことができますので、その旨を保育幼稚園課にお知らせください。手続きをご案内します。

印西市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合

印西市民としての利用は終了となるため、「保育園退園届」を保育幼稚園課にご提出ください。そのうえで、転出後は速やかに転出先自治体に「印西市で在園している保育園の継続利用を希望する」旨の申請を行ってください。なお、引き続き在園するには条件がありますので、ご確認ください。(P19 参照)

令和8年度保育園保育料（利用者負担額）について

公立保育園および私立保育園の保育料、ならびに公立保育園の給食費は月額での徴収です。日割り計算は行っておりません。

（※生後57日目からの入園の場合を除きます。）

登園していない日や月がある場合でも、保育料等はお支払いいただく必要があります。

なお、認定こども園および小規模保育事業所の保育料、ならびに公立保育園を除く施設の給食費については、各施設での徴収となります。詳細につきましては、各施設へ直接お問い合わせください。

① 保育料の決定について

- ・保育料は、保護者（父母ともに）の市町村民税所得割額を基本として算定します。4～8月分は前年度(令和7年度)、9～3月分は当年度(令和8年度)の額をもとに算定します。
- ・祖父母等と同居で、父母ともに一定額以下の収入（給与収入で103万円）の場合は、祖父母等の同居人の税額を保育料の算定に用います。
- ・税額を証明する書類の提出がされない場合は、最高位の階層（第13階層）を適用します。
- ・保育料は月極めのため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- ・多子軽減措置として、生計を一にするお子様の年齢に関わらず、第二子は保育料が半額に、第三子以降は無料となります。

※「生計を一にする」とは、同一世帯以外に、就労、就学等の都合により、別居であっても、仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含みます。（別途書類の提出が必要です。詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。）

例：小学2年生、2歳児、1歳児のお子様がいる世帯の場合、小学2年生のお子様から第一子とカウントし、2歳児のお子様は第二子となり保育料が半額、1歳児のお子様は第三子となり保育料は無料になります。

◎年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減について

- ・市町村民税所得割課税額が77,101円未満、かつ母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合、在園する全てのお子様の保育料が無料となります。

② 給食費について

- ・3～5歳児については、令和元年10月からの保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。給食費の月額は園によって異なります。
- ・世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合（母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯の場合は世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合）は3～5歳児の給食費のうち、副食費（おかずなど）は免除となります。
- ・同一世帯から3人以上の就学前児童が利用する場合、3人目以降は3～5歳児の給食費のうち、副食費（おかずなど）は免除となります。

③ 保育料の納入について

- ・原則として口座引き落としとなります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- ・3～5歳児の給食費は、公立保育所は原則として口座引き落としとなります。私立保育所、認定こども園については各園で金額や納入方法、振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
- ・入園内定後にお渡しする「印西市口座振替依頼書」により、次ページ口座振替指定金融機関にお申し込みください。
※口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に

送付いたします納付書でお納めいただきます。入園初月（4月入園を除く。）につきましては、決定通知に同封の納付書にてお納めください。

- ・口座振替日、納期限は毎月月末（12月は25日）です。
※なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。
- ・口座振替領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。

【口座振替指定金融機関】

- ・千葉銀行 ・京葉銀行 ・千葉信用金庫 ・千葉興業銀行
- ・みずほ銀行 ・三井住友銀行 ・西印旛農業協同組合 ・ゆうちょ銀行
- ・保育料を滞納した場合、財産の差し押さえなどの処分を行うことがあります。

④ 保育料および副食費徴収・免除の変更について

- ・保育料等の確定後に修正申告等で税額を変更した場合、年度内に限り、遡って保育料および副食費徴収・免除を算定し直しますので、必ず、変更があったことを保育幼稚園課にご連絡ください。
- ・世帯の変更等があった場合は、保育料等が変更になる場合がありますので、必ず、保育幼稚園課にご連絡ください。保育料および副食費徴収・免除の変更は、原則、保育幼稚園課に変更事由の届出があった日の翌月から行います。ただし、年度内に限り、その事由の発生した日の翌月に遡って変更を行う場合があります。

令和 8 年度 保育料（利用者負担額）

階層	階層区分		3～5歳児 保育園等の子ども			0～2歳児 保育園等の子ども	
			(標準時間)	(短時間)		(標準時間)	(短時間)
第 1	生活保護世帯		0	0	2 番目の子どもについては半額、3 番目以降の子どもについては無料	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0		0	0
第 3	市町村民税所得割非課税世帯		0	0		9,000	8,800
第 4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600 円未満	0	0		13,000	12,700
第 5		67,000 円未満	0	0		17,000	16,700
第 6		97,000 円未満	0	0		24,000	23,500
第 7		169,000 円未満	0	0		35,600	34,900
第 8		210,000 円未満	0	0		46,000	45,200
第 9		256,000 円未満	0	0		48,000	47,100
第 10		301,000 円未満	0	0		48,800	47,900
第 11		327,000 円未満	0	0		57,000	56,000
第 12		366,000 円未満	0	0		60,000	58,900
第 13		366,000 円以上	0	0		62,000	60,900

(注)

- ①表中の年齢は、令和 8 年 3 月 31 日現在の満年齢により決定します。なお、当該年度中はその年齢を適用して保育料を算定します。
- ②階層区分は、8 月分までは令和 7 年度、9 月分以降は令和 8 年度の税額で決定します。
- ③市町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ④生計を一にするお子様の年齢に関わらず、第一子の場合は基準額、第二子の場合は基準額の半額、第三子以降の場合は無料となります。
- ⑤母子、父子世帯又は在宅障がい児・者のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合は、軽減措置が講じられます。（P33 参照）
- ⑥保護者の収入に応じて、同居家族の課税内容を含めて算定する場合があります。
- ⑦この保育料の他、園によっては実費徴収や上乗せ徴収を行うことがあります。
また 3～5 歳児については、給食費が実費負担となります。給食費は園によって異なります。
- ⑧延長保育の利用については、別途、延長保育料を徴収いたします。（P30 参照）
延長保育料については、3～5 歳児についても徴収いたします。

様式及び記入例

保育施設入所申込確認票

令和 8 年度

保育施設入所申込確認票

児童氏名

印西 丸男

(令和 4 年 12 月 18 日生)

全ての方が必要な書類（※申込児童ごとに用意してください。）	
☒	教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕 ※すでに認定されていて変更がない場合は、提出不要
☒	保育施設等の利用申込書〔指定様式〕
☒	申込児童の健康状況調査書〔指定様式〕
☒	直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し（例：3～4か月健診、1歳半健診）

【すでに認定されている方】は、現在の認定内容を記入してください。
また、認定内容や申込内容が今までと変更になる際には、認定を変更するための手続きが必要です。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書を提出しない方は、ご自身の認定内容を今一在認定されている保育必要事由と保育必要量に○をしてください。現在の認定が入園時の認定となります。	
保育必要事由	続柄 就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護等 求職活動 就学 育児休業
保育必要量	続柄 就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護等 求職活動 就学 育
保育必要量	保育標準時間 保育短時間

同じ住所にいる祖父母や同居人も記載してください。高校生以上 65 歳未満の場合、保育を必要とする事由を確認するための書類の提出が必要です。

世帯の状況を記入し、保育を必要とする事由を確認するための書類を提出する者に☑してください。				
	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校
☒	印西 太郎	父	平成 2 年 4 月 24 日生	会社員
☒	印西 花子	母	平成 4 年 6 月 6 日生	会社員
☐	印西 丸子	妹	令和 6 年 11 月 7 日生	
☐			年 月 日生	
☐			年 月 日生	
☐			年 月 日生	

保育を必要とする事由を確認するための資料で提出するものに☑してください。（保護者や同居する親族等が該当するもの）（※申込児童ごとに用意してください。申込児童が複数の場合、就労証明書等はいずれかの児童に写しをください。）

☒	就労	就労証明書〔指定様式〕
☒	妊娠・出産	母子手帳の写し（母の名前、及び出産予定日が記載されているページ）
☐	疾病・障害	医師の診断書①〔指定様式〕又は障害者手帳の写し
☐	介護・看護等	医師の診断書②〔指定様式〕及びご家族の状況についての申立書
☐	求職活動	求職活動申告書〔指定様式〕
☐	就学	在学証明書・カリキュラム（時間割）の写し
☐	育児休業	就労証明書〔指定様式〕 ※新規入園で選択することはできません。

父母で認定内容が異なる場合は、それぞれに✓してください。

該当する場合に提出が必要な書類（※申込児童ごとに用意してください。）		
☐	転入予定として申し込む場合（入園する月の前の月の月末までに市民課等で印西市に住民登録を行い、さらに保育幼稚園課にて転入の手続きを行うこと）	転入手続きに関する同意書 転入先住所の確認できる書類 市町村民税所得割額のわかる書類
☐	転入前の市区町村で保育所等を利用している場合	在園証明書
☐	ひとり親家庭の場合	戸籍謄本（写し可）
☐	保育士として就労する場合	保育士証（写し）
☐	認可外保育施設の利用を常態とする児童が申し込む場合	利用契約書（写し）
☐	自営業主として就労の場合	確定申告書（写し）（1 年目のみ開業届可）
☐	生活保護法による非保護世帯	生活保護受給証（写し）

該当する場合のみ、記載してください。

各項目を確認し、☑してください。	
☒	申込、利用に当たっては「保育園利用のご案内」の記載内容を順守していただきます。また、虚偽の申込みをした場合は、利用内定及び決定（承諾）を取り消します。
☒	希望施設の重要事項説明書を必ずご確認ください。また、大切なお子様が過ごす施設となりますので、遠方にお住まい等の特別な事情により見学が困難な場合を除き、原則希望施設の見学を行ってください。
☒	提出書類は、返却しませんので、必要な方はあらかじめ申請書類をコピーしてください。

全て確認してください。

保育施設入所申込確認票（裏面）

☒	審査において確認が必要な場合、職場やご家庭に電話や訪問して調査することがあります。
☒	利用調整は、締切日時点の家庭の状況を点数化し行いますが、入園時と同じ状況でなければなりません。申込み後、ご家庭の状況（就労状況等）に変更があった場合は必ずご連絡ください。
☒	利用希望月に入園できなかった場合、利用調整は年度内に限り継続して行います。翌年度（4月以降）の利用を引き続き希望する場合は再度申込みください。※申込み書類が提出されない場合は、申込みを続ける意思がないものとして取扱います。
☒	利用の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。申込みを取り下げた場合や利用を辞退した場合、それまでの利用保留期間はなくなり、次回申込みをした際には、新規の申込みと同様の取扱いとなります。
☒	提出書類と利用開始時のご状況が異なる場合、利用内定や決定（承諾）を取り消すことがあります。
☒	利用内定後、面接やお子様の健康状況等の結果、入園できない場合があります。
☒	入園日は毎月1日のみとなります。（生後57日からの利用の場合を除く）
☒	0～2歳児クラスの保育料は1か月単位です。
☒	必要書類の未提出や確定申告の未実施等により、市町村民税所得割額（控除前の額）が確認できない場合は、入園審査において、市町村民税所得割額の合計での審査になった場合、優先順位が最下位となります。
☒	保護者の他に同居する親族等（祖父母、内縁の夫又は妻など）がいる世帯で、保護者の所得がそれぞれ38万円（給与収入に換算すると103万円）以下の場合、同居する親族等の市民税所得割額で保育料を算定します。
☒	提出書類は、特定個人情報を除き、利用調整において必要な範囲で各施設が閲覧する場合があります。また、利用が決定（内定）した施設に提供するとともに、入園前面接を実施している場合は、面接票を併せて提供し、受入れの準備に活用します。
☒	施設の空き状況や利用調整の結果により、利用希望月に入園（転園）できない場合があります。

下記保育必要事由に該当する場合☑し、注意事項を確認してください。

☒	就労	就労証明書の有効期限は、提出月を含めて3ヶ月です。提出した就労証明書に記載された就労先を入園時の就労先として審査します。利用決定後、就労証明書に記載されていない就労先で就労する場合は、入園の辞退又は退園のご案内をします。転職の可能性がある場合は、求職活動で申請してください。
☐	妊娠・出産	保護者が育児休業期間中（産後パパ育休等を含む）は新規入園することはできません。点において保護者のいずれかが育児休業を取得している場合、入園の辞退又は退園となります。
☒	育児休業からの復職	育児休業制度の趣旨を理解し、就労先と復職についてご相談のうえ申請してください。 「育児休業から同一の職場への復帰」で間違いありませんか。育児休業を取得し続け、後に別会社で就労することが決まっている、転職を検討している等は該当しません。 いずれかを選択してください。 ☒ 直ちに復職を希望する ☐ 希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる利用調整では、調整指数23（-30点）を適用します。ただし、利用調整の結果、入園（内定）する場合があります。 入園月から翌月10日までの間に、同一の職場へ同一の雇用契約のまま復職し、復職（内定）が確認できる就労証明書を市が指定する日までに提出してください（育児短時間制度の利用は差し支えありません）。就労証明書は、育児休業を取得していた保護者のみ再提出が必要となり、利用決定（内定）通知の発行日以降に証明されたものを有効とします。なお、市が指定する期限までに提出されない場合は、いかなる理由があっても入園の辞退または退園となります。
☐	求職活動	利用承諾期間は、利用開始後90日を経過する日が属する月の末日までとなります。※期間内に「就労証明書」を提出し、認定が「就労」に切り替わった場合、継続して在園が可能です。
☐	就労内定	内定している状態かつ就労証明書が雇用先から提出可能な場合のみ該当します。就労開始後、改めて「就労証明書」の提出が必要です。

情報閲覧の同意

☒	保育の利用に関する市区町村民税及び世帯情報等を閲覧することに同意します。
-------------------------------------	--------------------------------------

記載事項を確認しました。

確認日 令和8年4月10日

保護者氏名 印西 太郎

該当する箇所の記載事項を確認し、内容を遵守した上で入所申込みを行ってください。（育児休業から復職するとしての申し込みの場合、「就労」及び「育児休業からの復職」の項目を確認してください。）

教育・保育給付認定申請書（表面）

教育・保育給付認定申請書

申請者（保護者）	フリガナ	インザイ タロウ	個人番号	012345678901	生年月日	令和〇年 〇月〇日	申請する児童との続柄（※）	父
	氏名	印西 太郎						
	現住所	〒 270-1396 印西市大森2364番地2						
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる						
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる						
	連絡先	090-0000-0000						
連絡先区分	☒ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）		障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無		障害に係る手当等の受給状況	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金	

申請時点で住民登録のある住所を記入。

同一世帯に属する保護者（配偶者等）	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の有無		☒ 有 ☐ 無					
	フリガナ	インザイ ハナコ	個人番号	012345678902	生年月日	令和〇年 〇月〇日	申請する児童との続柄（※）	母
	氏名	印西 花子						
	現住所	☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる						
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる						
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる						
	連絡先	090-0000-0000						
	連絡先区分	☒ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）		障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無		障害に係る手当等の受給状況	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金

教育・保育給付認定を希望する児童	認定を希望する児童の数		2							
	フリガナ	インザイ マルオ	個人番号	012345678903	生年月日	令和〇年 〇月〇日	性別	男	認定区分	
	氏名	印西 丸男								
	現住所	☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる								
	保育を希望する時間	☒ 標準時間（1日最大11時間） ☐ 短時間（1日最大8時間）		障害者手帳等の有無	☒ 有 ☐ 無		障害に係る手当等の受給状況	☐ 身体障害者手帳 ☒ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金		
	フリガナ	インザイ マルコ	個人番号	12345678904	生年月日	令和〇年 〇月〇日	性別	女	認定区分	
	氏名	印西 丸子								
	現住所	☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる								
	保育を希望する時間	☒ 標準時間（1日最大11時間） ☐ 短時間（1日最大8時間）		障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無		障害に係る手当等の受給状況	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金		
	フリガナ		個人番号		生年月日		性別		認定区分	
	氏名									
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる								
保育を希望する時間	☐ 標準時間（1日最大11時間） ☐ 短時間（1日最大8時間）		障害者手帳等の有無	☐ 有 ☐ 無		障害に係る手当等の受給状況	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			

未記入で構いません。

※ 申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

教育・保育給付認定申請書（裏面）

世帯分離をしていても、
同住所の場合は同居と
みなします。

世帯構成員の数		4							
申請する児童の 世帯構成員 (認定希望の児童及び 保護者・配偶者は除く)	フリガナ 氏名	申請する児 童との続柄 (※)	個人番号	生年月日	勤務先又は学校名	同居別居の別	居住地の 市区町村	障害者手帳等 の有無	障害に係る 手当等の受給状況
	インザイ イチロウ	兄	1234 5678 905	令和〇年 〇月〇日	印西小学校	☒ 同居 ☐ 別居	印西市	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	印西 一郎								
	インザイ イチミ	妹	1234 5678 906	令和〇年 〇月〇日		☒ 同居 ☐ 別居	印西市	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	印西 一美								
	インザイ カズオ	祖父	1234 5678 907	昭和〇年 〇月〇日		☒ 同居 ☐ 別居	印西市	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
印西 一男									
	インザイ カズコ	祖母	1234 5678 908	昭和〇年 〇月〇日		☒ 同居 ☐ 別居	印西市	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	印西 一子								
						☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金

保育を必要とする 事由	申請者の状況				同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況			
	①就労 ⑤災害復旧	②妊娠・出産 ⑥求職活動	③疾病・障害 ⑦就学	④介護・看護 ⑧その他	①就労 ⑤災害復旧	②妊娠・出産 ⑥求職活動	③疾病・障害 ⑦就学	④介護・看護 ⑧その他
	⑧その他の場合				⑧その他の場合			
①就労、⑦就学の場合	通勤（通学）手段/時間 ※手段が複数ある場合は全 てにチェック	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☒ 自動車 ☐ 電車			☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☐ 電車			
		☐ その他（ ）			☐ その他（ ）			
		約 ！ 時間！ 〇分（往復時間で記入）			約 時間 分（往復時間で記入）			
②妊娠・出産の場合	出産予定年月日	令和〇年〇月〇日						
	産前産後休業期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日						
「保育の必要性」の状況 が④～⑥及び⑧の場合の 具体的な状況								
家庭状況	☐ ひとり親家庭	①未婚 ④離婚調停中	②死亡 ⑤行方不明	③離婚 ⑥その他	事由発生日		⑥その他の場合	
生活保護の適用の有無	☐ 有 ☒ 無							

※ 申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

ひとり親家庭にチェック
をした場合、提出時に戸籍
謄本の写しを提出。

保育所等の利用申込書（表面）

保育施設等の利用申込書

申請者（保護者）	フリガナ	インザイ タロウ	現住所	〒 270-1396 印西市大森2364番地2	
	氏名	印西 太郎			
	本年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	270-1327 印西市大森2535番地	
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	270-1340 印西市中央南1丁目4番地3	
	連絡先	090-0000-0000			

印西市外の住所の方は、マイナンバーの確認か市町村民税所得割額確認の書類提出が必要。詳細はP14をご覧ください。

同一世帯に属する保護者（配偶者等）	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の有無	☒ 有 ☐ 無			
	フリガナ	インザイ ハナコ	現住所	〒	
	氏名	印西 花子		☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる	
	本年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名		
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名		
	連絡先	080-0000-0000			

申請内容の確認を連絡する際に、使用。日中連絡が取れる方を緊急の連絡先としてください。

利用を希望する児童の数	2
-------------	---

1人目の利用希望児童					
フリガナ	インザイ マルオ	性別	男	生年月日	令和〇年〇月〇日
氏名	印西 丸男				
2人目の利用希望児童					
フリガナ	インザイ マルコ	性別	女	生年月日	令和〇年〇月〇日
氏名	印西 丸子				
3人目の利用希望児童					
フリガナ		性別			
氏名					

「園コード」と「保育園名」を記入。園コードは次頁をご確認ください。園コードと保育園名が違っていた時は、保育園名を優先審査。

利用希望保育施設				
第1希望 001 △△保育園	第2希望 100 ▽▽保育園	第3希望 201 ▼▼保育園	第4希望 300 ▲▲保育園	第5希望 401 □□保育園
第6希望 500 ■■■保育園	第7希望 601 ◇◇保育園	第8希望 700 ◇◇保育園	第9希望	第10希望

~~□上記希望園に空きが出るまで待つ ※入園希望順位は審査には影響ありません~~
~~□【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい（事業所内保育事業・小規模保育施設を除く、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）~~
~~□【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい（事業所内保育事業・小規模保育施設を含む、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）~~

入園を希望する期間	令和〇年〇月1日	入園希望月の1日を記入。	☒ 小学校就学前まで
利用を希望する時間	〇〇 時 〇〇 分	～	就学前まで希望する場合は未記入で構いません。
延長保育の希望有無	☐ 希望する ☒ 希望しない		
入園・転園を希望する具体的な理由	未記入で構いません。		
第1希望園の理由	☒ 所在地が近い ☐ 兄弟姉妹が通っている ☐ 保育内容に魅力を感じた ☐ その他（ ）		

申請取下げの申し出がない限り、一律年度末まで継続審査となります。

未記入で構いません。記入いただいた場合でも審査に反映できませんのでご了承ください。

園コード	保育所
003	木刈保育園
004	内野保育園
005	高花保育園
006	西の原保育園
007	もとの保育園
022	銀の鈴保育園
023	原山保育園
025	山ゆり保育園
028	スマイル保育園
029	小倉すくすく保育園
024	しおん保育園
203	ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園
204	エンジェルハート保育園
205	星虹保育園
209	星虹第二保育園
210	かふう保育園いんざい
020	AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央
241	かぐろ杜の保育園
242	コスモスの丘保育園
243	ゆいのひ保育園
256	AIAI NURSERY 印西牧の原
257	草深こじか第二保育園
258	ちいさな杜の保育園
260	HALO 保育園
261	コスモスの丘ひがし野保育園
262	そうほスマイル保育園
263	滝すくすく保育園
264	にじの原のつなぐ保育園
265	NOVA バイリンガル印西東の原保育園

園コード	認定こども園
514	どんぐり保育園
519	草深こじか保育園
510	牧の原宝保育園
512	認定こども園 Rainbow Wings International (本園：0～5 歳児)
513	認定こども園 Rainbow Wings International (分園：1～2 歳児)
207	印西ひかりこども園
267	たかさごスクール千葉ニュータウン
266	市川学園西の原幼稚園 (3～5 歳児)

園コード	小規模保育事業
268	すくすくの杜千葉 NT 駅前園
700	やまと小規模保育園
701	カインド・ナーサリー牧の原第 1 園
702	カインド・ナーサリー牧の原第 2 園
703	リップル保育園 CNT 高花 I
704	リップル保育園 CNT 高花 II
270	リップル保育園 CNT 高花 III

保育所等の利用申込書（裏面）

兄弟姉妹の状況					
当てはまるものを選択		☒ 兄弟姉妹が同時に申し込みをする			
		☐ すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している			
		☐ 保育所等に入園していない小学校就学前児童がいる			
		☐ 上記のいずれにも当てはまらない			
兄弟姉妹が同時に申し込みする場合					
兄弟姉妹の組み合わせ	1. 同時期同園のみ	☐ 同じ時期に同じ園のみ入園を希望する			
	2. 同時期別園	☐ 別々の園でも良いが、同じ時期でないと入園しない			
	3. 別時期同園のみ	☐ 別時期でも良いので同じ園のみ入園を希望する			
	4. 別時期別園	☒ 別時期でも別々の園でも入園する			
2. 同時期別園の場合 内定園の条件	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する			
	順位優先	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）			
3. 別時期同園の場合 兄弟姉妹の優先について	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）			
	優先児童なし	☐ 一人でも入園できる児童から入園する			
4. 別時期別園の場合 入園できなかった兄弟姉妹 の以降の利用調整について	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する			
	順位優先	☒ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）			
	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）			
	優先児童なし	☒ 一人でも入園できる児童から入園する			
	同園のみ	☐ 入園できなかった児童は、兄弟姉妹と同じ園のみ空き待ちをする			
	別園可	☒ 入園できなかった児童は、別園でもよいので空き待ちをする			
上記以外の希望条件					
すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している場合（ 人）					
氏名		申請児童との 続柄（※）		施設名	
氏名		申請児童との 続柄（※）		施設名	
氏名		申請児童との 続柄（※）		施設名	
備考					
保育所等に入園していない小学校就学前の児童がいる場合（ 1 人）					
氏名	印西 丸美	申請児童との 続柄（※）	妹	生年月日	令和〇年〇月〇日
現在の保育状況	家庭保育				
氏名		申請児童との 続柄（※）		生年月日	
現在の保育状況					
氏名		申請児童との 続柄（※）		生年月日	
現在の保育状況					
備考					

※ 申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

申込児童の健康状況調書（表）

申込児童の 健康状況調書

児童氏名 (いんざい こたろう) 印西 小太郎	生年月日 令和 4 年 12 月 18 日 (2 歳 11 か月)	性別 ☒ 男 ☐ 女
--	---	--

申請時の年齢を記入してください。

該当する□に✓をつけ、() の中は、記入または○で囲んでください。いただいた情報はお子様を安全にお預かりするために活用します。正確に記入してください。

妊娠～出生の経過	・在胎週数 (39 週 2 日) ・出生予定日 (令和 4 年 12 月 20 日) ・妊娠経過 ☐ 正常 ☒ 異常 (妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・その他) ・出生時体重 (3000 g) ・出生時身長 (50 cm) ・出生時異常 ☒ 正常 ☐ 異常 (仮死、酸素 日、保育器 日、強い黄疸)
既往・現病歴	①今までに大きな病気やけが、入院はありますか ☒ 無 ☐ 有 (歳 か月頃) □心臓病 () □腎臓病 () □その他の病気 () □大きなけが () ・入院歴: ☐ 無 ☐ 有 (期間: 年 月 ~ 年 月) ・治療内容 () ・現在も治療、経過観察中ですか ☐ はい ☐ いいえ ②その他、定期的に受診している病気はありますか ☒ はい ☐ いいえ ・病名: (☒ ぜんそく ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ その他) ③ 上記①、②の病気に対して、処方されている薬はありますか ☒ はい ☐ いいえ { 薬品名・使用時間を記載 ○○○、1 日 2 回朝晩に使用。 } ④これらの治療や処置を受けたことがある、または現在も受けていますか ☐ 経管栄養 ☐ 酸素療法 ☐ 喀痰吸引 ☐ 血糖測定 ☐ インスリン注射 ☐ 導尿 ☐ その他 () ・実施期間 (歳 ~ 歳までで終了/継続中) ⑤主治医から集団保育に対する注意点はありますか ☒ 無 ☐ 有 ()
けいれんやひきつけの経験	☐ 無 ☒ 有 (最終発症: 2 歳 6 か月頃) ・診断名 (、 ☒ 不明) ・頻度 (年に 0 ~ 1 回位、月に 回位) ・発症しやすい状況 (☒ 熱が出たときに起きる ☐ 熱がなくても起きる ☐ 泣いた時) ・けいれん予防の薬の処方 (☒ 無 ☐ 有: 薬品名)
体 質	☐ 風邪をひきやすい ☐ 風がしやすい ☒ ゼイゼイしやすい ☐ 吐きやすい ☐ 便秘 () 日毎 ☐ 下痢・腹痛をおこしやすい ☒ 湿疹がしやすい ☐ 脱臼をおこしたことがある (部位:) ☐ 中耳炎になりやすい ☐ その他 ()
視 力 ・ 聴 力	視力や聴力が気になり、受診したことはありますか ☒ 無 ☐ 有: (眼・耳) (受診時期: 歳 か月、結果:)
健康診査受診状況 ※直近で受けた健診 結果(母子健康手帳 の健診ページ)の写 しを添付	・4 か月児相談 ☒ 済 ☐ 未 ・受診済みの健診 { ☒ 3 ~ 4 か月児健診 ☒ 6 ~ 7 か月児健診 ☐ 9 ~ 10 か月児健診 } { ☒ 1 歳 6 か月児健診 ☐ 3 歳児健診 } ・5 歳児相談 ☐ 済 ☒ 未 ・健診等での指摘 ☒ 無 ☐ 有: 指摘事項を記入してください ()
発 達 面	・首すわり 〇 か月 ・あやすと笑う 〇 か月 ・寝返り 〇 か月 ・お座り 〇 か月 ・ハイハイ 〇 か月 ・つかまり立ち 〇 か月 ・一人で歩く 〇 歳 〇 か月 ・走る 〇 歳 ・模倣 〇 か月 ・指さし 〇 か月 ・意味のある単語を話始めた時期(ワンワン・ブーブー等) 〇 歳 〇 か月頃 ・現在、どのくらい話せますか? □喃語 □単語(語くらい) ☒ 2 語文 ☐ 会話可

服用している薬があるときは記入してください。

裏面あり

申込児童の健康状況調書（裏）

集団生活の経験	☒ 無 ☐ 有（保育園・幼稚園・一時預かり・児童発達支援・その他） ☐ 動き回って落ち着きがない ☐ ささいなことでパニックになりやすい ☒ こだわりが強い ☐ 家族や友達を叩いたり噛んだりする ☐ 言葉がおそい ☐ 家族や友達に関心が薄く、一人で遊ぶことが多い ☐ 名前を呼ばれても応答しない ☐ 視線が合いにくい ☐ その他 具体的に⇒
発達の状況 (身体・知的・言語) や健康面等で気が かりな事、保育園に 伝えておきたい事	☐ 有 ☒ これから相談予定 ☐ 無 ・「有」または「これから相談予定」に勾选された方は、相談先を以下から選択してください ☐ 市市の保健センター等 ☒ 子ども発達センター(伊西市) ☐ 児童発達支援(療育)や相談支援事業所 ☐ 医療機関(病院名:) ☐ その他() 具体的な相談内容をご記入ください ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ※保護者の方の同意を得たうえで、関係機関と情報共有をさせていただくことがありますので、ご了承ください。個人情報の取り扱いには十分配慮いたします。
今までに健康面や 発達上のことで、 専門機関に相談し たことはありますか	
手帳の取得状況	☒ 無 ☐ 有 ☐ 申請中（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳） ・現在、授乳中ですか ☐ はい(☐ 母乳 ☐ 混合 ☐ ミルク;商品名) ☒ いいえ ・離乳食の開始(生後 ○ か月から) 一日の食事回数 (____ 回/日) ・どのような形態のものを食べていますか ☐裏ごし ☐舌でつぶせる固さ ☐歯ぐきでつぶせる固さ ☐歯ぐきで噛める固さ ☐大人の一部をきざむ ☐大人のの一部を一口大にする ☒大人と同じ ・食べられない食品がありますか ☐ 無 ☒ 有(食品名:) 理由:(☐ 治療上 ☐ 宗教上 ☒ その他: ・給食のことで園に希望する対応 ☐ 無 ☒ 有 ⇒有の場合、具体的に(除去を希望します。)
食事面 (現在の状況)	
食物アレルギー	・食物アレルギーがありますか ☐ 無 ☒ 有 ・食物アレルギーで除去している食品はありますか ☐ 無 ☒ 有 ☐鶏卵 ☒牛乳・乳製品 ☐小麦 ☐エビ ☐カニ ☐ピーナッツ ☐そば ☐くるみ ☐その他() ・医師による診断を受けていますか ☒ はい(最終受診日: 10/25) ☐ いいえ ・アナフィラキシーショック ^(※1) の経験はありますか ☒ 無 ☐ 有 ⇒有の場合 回数(回) 症状: ☐ せきこみ ☐ 呼吸困難 ☐ 意識もうろう ☐ 腹痛 ☐ おう吐 ☐ その他() (※1) アナフィラキシーショックとは、原因食物を食べた後で、じんましんなどの皮膚症状の他、せきこみ、呼吸困難、意識障害などの生命危機で一刻も早く治療せねばならない重篤な状態です。 ・処方されている薬はありますか ☐ はい ☒ いいえ ⇒有の場合 ☐ 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬(内服薬) 薬品名を記載() ☐ アドレナリン自己注射(エピペン) ☐ その他()
※アレルギーや症状 によって対応方法 が異なりますので、 希望園に対応方法 について確認して おいてください。	
アレルギー (食物以外)	☐ 無 ☒ 有(アレルギー: ハウスダスト) ・園に希望する対応の有無 ☒ 無 ☐ 有 ⇒有の場合、具体的に()
記入者	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他()
記入日	令和 8 年 4 月 10 日

今までに健康面や発達上のことで、専門機関に相談したことはありますか？の問いに「有」と答えた方は、具体的な相談内容を必ず記入してください。集団生活を送るうえで困難なことなどが、入園決定後になって確認できた場合、施設で受け入れができないことがありますので、申請時に記入いただくと同時に受け入れ体制等を施設の担当者に確認してください。

【母乳に○をした方へ】
保育園ではミルクで対応することとなります。入園までにミルクを飲めるよう練習してください。

「有」と答えた方は、下の項目の記入をしてください。

まだ食べさせていない食材がある場合でも現時点でアレルギーがなければ「無」にチェックしてください。

アレルギーかどうかわからない、食べさせたことがないときは入園が決まったらその旨お申し出ください。

保育園に関する Q&A

支給認定に関すること

Q 1 保育園を利用するための「認定」とは何ですか？

A 1 子ども・子育て支援制度においては、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園等に通園を希望する児童は、次の3区分のいずれかの「認定」を市から受ける必要があります。

〔1号認定〕3歳以上児で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合。

〔2号認定〕3歳以上児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

〔3号認定〕3歳未満児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

※2号及び3号認定については、保護者の就労状況等により、施設を11時間以内で利用できる「保育標準時間」と、8時間以内で利用できる「保育短時間」とに区分されます。

Q 2 保育標準時間認定の場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A 2 教育・保育給付認定時に決定する「8時間」「11時間」といった保育時間は、あくまでも「最大で施設を利用することができる時間」です。保護者の就労実態などに応じ、保育が必要と認められる時間内での利用になります。また、お子様の状況（月齢6か月未満、特別な支援が必要など）により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、「保育短時間」と同等の利用時間になることがあります。

Q 3 教育・保育給付認定の申請手続きの際に、書類不備があった場合はどうなりますか？

A 3 書類不備や書類未提出により教育・保育給付認定ができない場合、利用申込書が提出されていても、利用調整を行うことができません。

不備書類や未提出書類については、保育幼稚園課からご連絡しますので、その場合は至急ご対応ください。

Q 4 保育を必要とする事由が母「妊娠・出産」で、父は「就労」です。今後、父が育児休業を取得した場合はどうなりますか？

A 4 育児休業の取得予定がある場合は、申請時に提出する就労証明書に取得予定年月日の記載をしてください。入園月に就労ではなく、育児休業を取得しているのであれば育児休業から復職するとしてお申し込みください。復職の条件はP19でご紹介している内容と同じです。入園時に育児休業を取得しており、引き続き取得したまま在園することはできません。しかし、入園後、翌月から育児休業を取得する場合は、認定を変更し継続して在園することができます。

Q 5 就労証明書の雇用期間が有期で、入園希望月までに、一度、契約が切れる予定です。その後、契約は更新される予定です。どうしたらいいですか？

A 5 申請時に、現在の雇用契約の内容が記載された就労証明書を提出し、契約が更新されたら更新後の就労証明書を提出してください。申請時に提出した就労証明書と契約更新後の就労証明書の雇用契約で、審査場の点数に関する事項の変更があった場合、基本点の見直しが必要です。再度調整を行い、再調整の結果、利用の決定が変更・取り消しになることがあります。

Q 6 転職する予定で、申請時点と入園時点で就労先が異なる予定です。どちらの就労証明書を提出したらいいですか？

A 6 利用開始月以降、就労予定である就労先の就労証明書を提出してください。例えば4月入園の申請で、3月31日で元の就労先を退職し、4月1日以降新しい就労先に就労予定の場合は4月1日以降の就労先の就労証明書を提出してください。

Q 7 4月入園を希望しているが、転職予定で新しい就労先が決まっていません。現在も転職活動をしているのですが、申請の際には何を提出すればいいですか？

A 7 就労先が決まらずお仕事探し中である場合、保育を必要とする理由は「求職活動」として申請してください。

Q 8 祖父母と同居していますが、申込時に書類の提出は必要ですか。

A8 同居している祖父母が65歳未満の場合、保育を必要とする書類の提出をすると調整指数8（-3点）の原点はありません。

Q9 世帯分離しており生計を別に立てていますが同居になりますか。

A9 生計を別にしている場合でも同住所であれば同居しているとみなします。

利用申し込みに関すること

Q1 保育園の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数が高いお子様から順に利用調整を行います。点数の同じお子様が複数いる場合には、第1希望園から順に利用調整を行いますので、希望園の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

Q2 保育園の利用が保留となった場合、毎月申し込みをする必要はありますか？

A2 申請時に「空き待ちをする（翌月以降も継続審査を希望する）」を選択した場合、保護者からの申し込みの取り下げがない限り、翌月以降（最長で年度末まで）も継続して利用調整を行いますので、新たに申し込みをする必要はありません。

ただし翌年度以降も利用を希望する場合は、別途申し込みが必要です。

Q3 現在、求職中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

A3 求職中でも保育園の利用申し込みは可能です。ただし、利用調整を行う際の優先順位は低くなります。また、利用が決定した場合、支給認定日から90日以内に就労し、就労証明書の提出が必要です。就労の確認が来ない場合、退園となりますのでご注意ください。

Q4 現在、育児休業を取得中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

A4 入園が決まった場合には、仕事に復帰することを条件として申し込むことができます。

申し込みの際、①「直ちに復職を希望する」又は、②「希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」のどちらかを選んで申し込んでいただきます。

②の場合は、利用調整を行う際の優先順位が著しく低くなります。また、育児休業の延長を許容できる月までは入園待機期間に含まれませんのでご注意ください。

Q5 印西市に転入予定で申し込みます。いつまでに転入すればいいですか？

A5 転入期日は、入園月の前月末までです。期日までに転入されない場合は、入園を辞退していただきます。

Q6 夫婦共働きですが、幼稚園と保育園を併願することは可能ですか？

A6 幼稚園と保育園を併願することは可能です。

手続きとして、幼稚園は直接施設に利用申し込みをしていただきますが、保育園は、支給認定申請と併せて、市に利用申し込みを行うことになります。

Q7 希望する保育園を変更することはできますか？

A7 希望園の変更は可能です。P23をご参照ください。

Q8 利用申込の際に面接を受けませんでした。入園できますか？

A8 面接を受けていない場合は、利用調整の結果、入園可となった場合でも、内定となります。内定した園で面接を実施後、入園を決定します。面接の結果次第では入園が保留となることもあります。

Q9 転園を希望したいのですが、兄弟が在園する園以外を同時に希望することはできますか。

A9 兄弟が在園する園と在園していない園を同時に希望することはできますが、減点（-1）での審査となります。加算（+3）での審査を希望する場合は兄弟が在園する園のみで転園を希望してください。

利用決定から入園までに関すること

Q1 利用が決まってからのならし保育は、どのように受けられますか？

A1 利用開始日は、入園月の初日（毎月1日）となります。ならし保育については、原則として、利用開始日以降に実施することになります。保護者が育休から仕事に復帰する場合は、利用開始日から職場復帰日までの期間で、必要

な期間にならし保育を実施していただきます。ならし保育の開始日や、期間については、入園する園とご相談ください。

Q 2 育児休業から復職する場合は、いつまでに職場に復帰すればいいですか？

A 2 保護者が育休から仕事に復帰する場合の復帰期限は、入園月の翌月10日までとなります。入園月の末日までに復職日がわかる就労証明書の提出が必要となります。

Q 3 利用が決まったので、申請時の職場を辞めました。入園できますか？

A 3 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。

Q 4 引っ越してきたので、申請時の職場を辞めました。入園できますか？

A 4 できません。申請する際には、入園する時の状況で書類の提出をいただき、その内容で審査しているため、入園の際に状況が異なる場合は入園を辞退していただきます。申請時には、転入後の状況で申請してください。

保育園の利用に関すること

Q 1 子どもが風邪を引いたときは、保育園に預けられないのですか？

A 1 お子さまを安全に保育するためにも、お子様に熱があるときなど健康な状態でない場合、家庭保育をしていただくこととなります。

風邪を含め、お子様の病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは保育園にご確認ください。

なお、市では病児・病後児保育事業(有料)を実施しており、お子様の病状によって利用することが可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

病児・病後児保育事業「おひさまルーム」(印西総合病院内) Tel 0 4 7 6 - 4 7 - 5 6 3 5 (直通)

Q 2 仕事の前後や、仕事が休みの日は、保育園に預けられないのですか？

A 2 保育園が利用できるのは、基本的に就労時間(通勤に要する時間を含む)のみです。保護者の方がお休みの日は、基本的に家庭保育をお願いしています。仕事の前後や休みでも、他に事情がある場合(通院等)には、通園している保育園にご相談ください。

Q 3 食物アレルギーがあるのですが保育園ではアレルギー対応はしていますか？

A 3 保育園では、原則として、アレルギー児の受入れをしておりますが、保育園によって対応が異なります。入園を希望される保育園には、事前にお問い合わせください。

保育料に関すること

Q 1 保育料はどのように決定しますか？また、施設により保育料は異なりますか？

A 1 保育園の保育料は、市民税所得割額を基本として決定しますが、令和8年4月から令和8年8月までの保育料は、令和7年度の市民税課税内容を、令和8年9月から令和9年3月までの保育料は、令和8年度の市民税課税内容により決定をしますので、年度の途中で保育料が変わる可能性があります。

なお、認可保育園(公立・私立)・認定こども園・地域型保育事業での保育料は、どの施設も同じ算定方法となりますので、基本的に施設によって保育料が異なることはありません。

その他、3～5歳児については、保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。(延長保育料は、別途発生します。)

Q 2 保育園の保育料はどのように納めますか？

A 2 原則として、毎月末に金融機関の口座引き落としとなりますので、利用決定後に金融機関において、口座引き落としの手続きを行っていただくことになります。ただし、認定こども園・地域型保育事業については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。

なお、口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に送付いたします納付書でお納めいただくこととなります。

Q 3 母子家庭の場合、保育料は無料になりますか？

A 3 保育料は、市民税所得割額を基本として算定することから、母子家庭であっても、課税内容に応じて保育料がかかります。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯に該当する場合には軽減措置が講じられます。

Q 4 保育園への入園に関して、保育料以外の費用がかかることはありますか？

A 4 保育園では、保育料以外の費用として、上乗せ徴収・実費徴収を行うことがあり、3～5歳児の給食費も各園によって異なります。

具体的な内容については各園により異なりますので、入園を希望する園に必ず事前に確認をしてください。

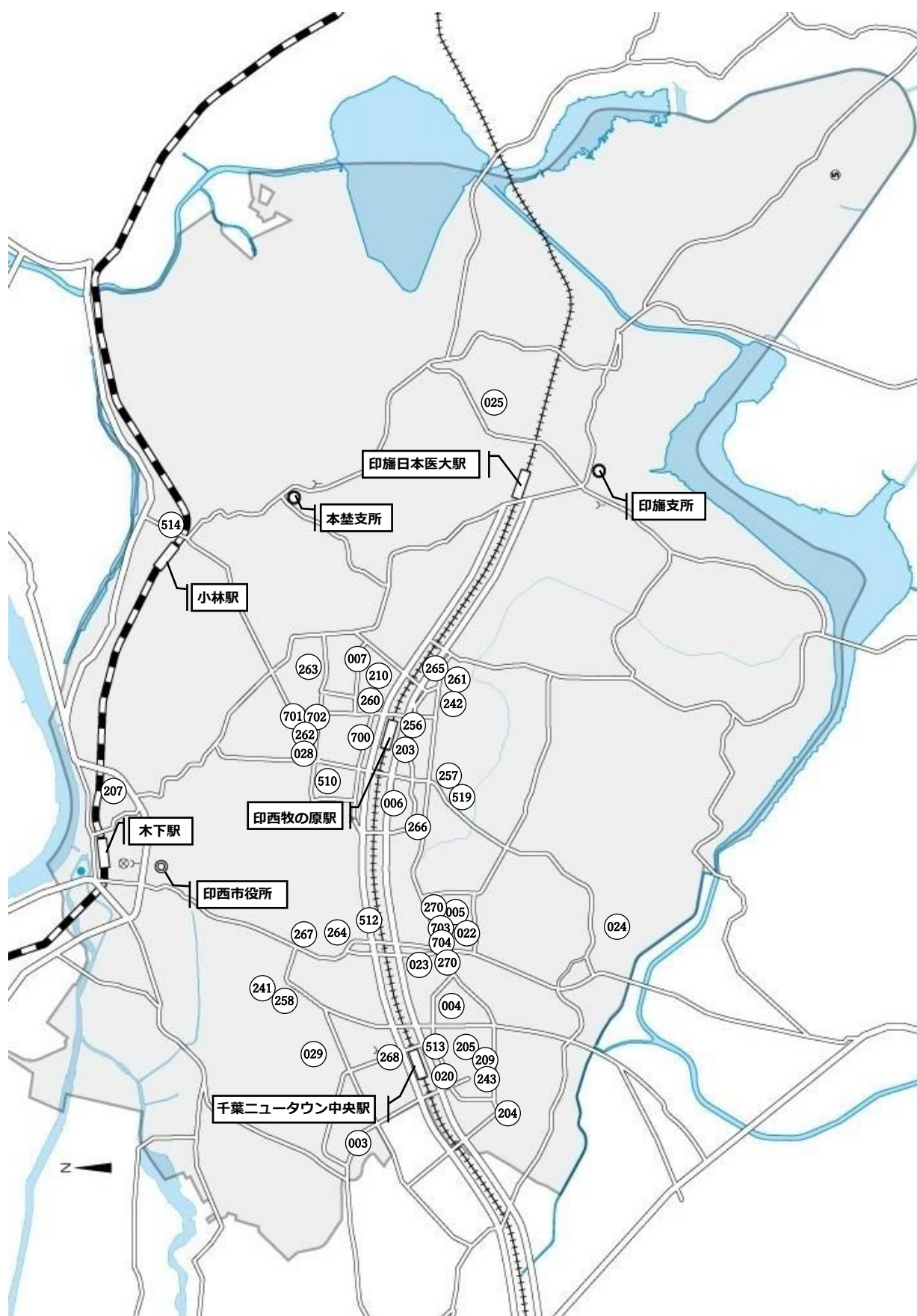
Q 5 年度の途中から（例えば9月）に3歳になりますが、いつから保育料は無料になりますか？

A 5 3歳児クラスとなる、翌年度の4月から保育料は無料になります。

Q 6 一か月間のうち半数以上登園しませんでした。保育料の返還はありますか？

A 6 欠席状況等により、保育料を返還することはできません。

保育園一覧



公立保育所

園コード	園名	住所	電話番号	定員	受入年齢
003	木刈保育園	木刈 6-23	(46)1873	100	生後 6 か月～就学前
004	内野保育園	内野 1-12	(46)1874	100	生後 6 か月～就学前
005	高花保育園	高花 1-10	(46)7011	110	生後 6 か月～就学前
006	西の原保育園	西の原 3-7	(45)0221	120	生後 6 か月～就学前
007	もとの保育園	滝野 3-2	(97)2935	120	生後 6 か月～就学前

私立保育所

園コード	園名	住所	電話番号	定員	受入年齢
022	銀の鈴保育園	高花 5-3	(47)7566	89	生後 57 日～就学前
023	原山保育園	草深 1177-18	(47)6600	69	生後 57 日～就学前
025	山ゆり保育園	萩原 1917-8	(98)1333	160	生後 57 日～就学前
028	スマイル保育園	牧の台 1-1-2	(48)7321	90	生後 57 日～就学前
029	小倉すすく保育園	小倉 673-7	(42)5901	150	生後 57 日～就学前
024	しおん保育園	松崎 517	(46)1329	107	生後 57 日～就学前
203	ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園	原 1-2 BIGHOP 内	(47)6277	40	生後 57 日～2 歳児クラス
204	エンジェルハート保育園	武西 275-1	(47)3344	90	生後 57 日～就学前
205	星虹保育園	戸神 609-2	(40)1189	86	生後 57 日～就学前
209	星虹第二保育園	戸神 617-3	(45)1189	120	生後 57 日～就学前
210	かふう保育園いんざい	草深 1620-12	(37)7810	145	生後 57 日～就学前
020	AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央	中央南 1-13 レーベン千葉ニュータウン中央 1 階	(85)7790	60	生後 57 日～就学前
241	かぐろ杜の保育園	鹿黒南 2-3-1	(45)2021	90	生後 57 日～就学前
242	コスモスの丘保育園	草深 2371-4	(85)6337	103	生後 57 日～就学前
243	ゆいのひ保育園	戸神 553-3	(36)8586	90	生後 57 日～就学前
256	AIAI NURSERY 印西牧の原	原一丁目 1-2	(37)8022	60	生後 57 日～就学前
257	草深こじか第二保育園	草深 2497-17	(37)8124	90	生後 57 日～就学前
258	ちいさな杜の保育園	鹿黒南二丁目 3-3	(48)5226	134	生後 57 日～就学前
260	HALO 保育園	草深 1618-1	(80)8689	135	生後 57 日～就学前
261	コスモスの丘ひがし野保育園	草深 1671-35	(37)5082	90	生後 57 日～就学前
262	そうほスマイル保育園	宗甫 46	(85)7846	90	生後 57 日～就学前
263	滝すすく保育園	滝 546-5	(37)7594	90	生後 57 日～就学前
264	にじの原のつなぐ保育園	草深 1208-15	(85)8279	120	生後 57 日～就学前
265	NOVA バイリンガル印西東の原保育園	東の原一丁目 1 - 7	(85)8590	120	生後 6 か月～就学前

認定こども園

園コード	園名	住所	電話番号	定員	受入年齢
514	どんぐり保育園	小林北 5-12-2	(97)1383	65	生後 57 日～就学前
519	草深こじか保育園	草深 2496-10	(36)5161	75	生後 57 日～就学前
510	牧の原宝保育園	牧の原 3-1-3	(49)4011	90	生後 57 日～就学前
512	認定こども園 Rainbow Wings International (本園：0～5 歳児)	草深 1105-1	(85)8685	117	生後 57 日～就学前
513	認定こども園 Rainbow Wings International (分園：1～2 歳児)	中央南 1-1-1 2 階	(85)8685	33	1 歳児クラス～2 歳児クラス
207	印西ひかりこども園	木下 804-6	(40)3737	133	生後 57 日～就学前
267	たかさごスクール千葉ニュータウン	鹿黒南五丁目 2	(85)4261	140	生後 57 日～就学前
266	市川学園西の原幼稚園	西の原三丁目 15	(47)0644	20	3 歳児クラス～5 歳児クラス

小規模保育事業

園コード	園名	住所	電話番号	定員	受入年齢
700	やまと小規模保育園	牧の原 1-3 牧の原モア A-20-2	(77)3004	19	生後 6 か月～2 歳児クラス
701	カインド・ナーサリー牧の原第 1 園	牧の原 5-13-1 (1 階)	(33)3777	19	生後 6 か月～2 歳児クラス
702	カインド・ナーサリー牧の原第 2 園	牧の原 5-13-1 (2 階)	(85)4788	19	生後 6 か月～2 歳児クラス
703	リップル保育園 CNT 高花 I	高花 1-8-1	(36)7607	19	生後 57 日～2 歳児クラス
704	リップル保育園 CNT 高花 II	高花 1-8-1	(36)7608	19	生後 57 日～2 歳児クラス
270	リップル保育園 CNT 高花 III	高花 1-8-1	(36)7607	19	3 歳児クラス～5 歳児クラス
268	すくすくの杜千葉 NT 駅前園	中央北 1-4 アルカサル内	(94)5781	19	生後 57 日～2 歳児クラス

※すくすくの杜千葉 NT 駅前園につきましては、就学前まで継続して在園が可能です。